

令和6年度

部（局）方針書・室方針書・
課方針書 中間レビュー

大泉町

■ 目 次 ■

○総務部	1
○企画部	8
○財務部	16
○健康福祉部	24
○住民経済部	30
○都市建設部	39
○会計課	49
○教育部	50
○議会事務局	60
○監査委員事務局	61
○農業委員会事務局	62

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
総務部	中繁 尚之
1. 現状と課題	
<p>① 町長の任期満了を控えるなか、数十年に一度有るか無いかの庁舎建設・開発などの重要事項の進行が重なることとなるが、引き続き町民等と情報交換の機会を設け最新の住民ニーズを把握する必要がある。</p> <p>② 広報紙の配布部数の削減とあわせてデジタル化の周知を図る必要がある。また、SNSをはじめとする情報発信媒体の特性を生かし、分かりやすく、即時性のある情報を発信する必要がある。</p> <p>③ 住民ニーズの多様化、地方分権の進展、DXの推進など様々な課題に柔軟に対応できる職員を育成する必要がある。また、全ての職員が仕事と家庭生活の両立が図れる職場環境づくりに取り組む必要がある。</p> <p>④ 自主防災組織への支援等を引き続き実施し地域防災力の向上に取り組むとともに、関係機関と連携した訓練を実施する必要がある。また、各種計画を実情に応じて改訂するなど防災体制のさらなる整備を図る必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 引き続き、町民等との情報交換の機会を設け、住民ニーズを把握する。</p> <p>② 一部自治会で実施した広報紙の配布希望の有無の調査について、調査対象自治会を拡大し、広報紙の配布部数の削減とあわせて情報発信のデジタル化の周知を図る。また、SNSをはじめとする情報発信媒体のさらなるPRに取り組む。</p> <p>③ 人事評価制度を活用しつつ、職員の意識改革や資質の向上を図るため各種研修の実施と積極的な参加を促す。また、時間外勤務の縮減や年次有給休暇の取得促進、時差出勤など職員の状況に応じた働き方を促す。</p> <p>④ 関係機関と連携強化を図りつつ、自主防災組織への支援を行うとともに、防災フェアや避難所開設訓練を実施し、防災・減災体制の強化に取り組む。また、地域防災計画及び国土強靱化地域計画を改訂する。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 認定保育園、高齢者施設等をはじめとする各種団体との意見交換や面会時などあらゆる機会を通じ、住民ニーズの把握に努めている。あわせて、緊急度等を考慮し速やかに対応している。</p> <p>② 広報紙の配布希望調査は約半数の自治会の協力を得ることができ、広報紙の削減に繋がった。引き続き、情報発信のデジタル化の周知とあわせて、広報紙の発行部数削減に向けた協力を依頼する必要がある。</p> <p>③ 人事評価制度を活用するため、面談を通じた人材育成が図れるよう評価者研修を実施した。職員研修に際しては、研修計画に基づき着実に実施している。研修日程は事前に周知し、所属長を通じ参加促進を図っている。また、職員の状況に応じた柔軟な働き方を促すとともに、時間外勤務の縮減や年次有給休暇の取得を促している。</p> <p>④ 避難所開設訓練や防災デイキャンプを通じて、自助・共助・公助それぞれの観点から防災・減災体制の強化に取り組んだ。引き続き関係機関と連携強化を図りつつ、防災フェアの開催や、地域防災計画、国土強靱化計画の改訂に取り組む。また、令和6年奥能登豪雨に際しては、被災地の要望に応え迅速に災害用トイレトレーラーを派遣することができた。</p>	
4. 最終レビュー	

5. 所管する施策

施策名
Ⅲ1 効率的・効果的な行財政運営
Ⅲ5 情報共有化の推進
V4 防災対策の充実
V5 地域安全の充実

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
長公室	田部井 久幸

1. 現状と課題

- ① 町長の3期目が令和7年5月をもって満了となるが、引き続き住民等との情報交換の機会などを通じて、最新の住民ニーズを把握する必要がある。
- ② 正副町長からの指示事項に迅速・確実に対応するため、遺漏なく、スピード感を持って関係部署と連携を図る必要がある。
- ③ 広報紙の配布については、ゼロカーボンに向けた取組の一環として、自治会の協力を得ながら、紙の広報紙の配布数削減が必要である。
- ④ 広報紙や町ホームページ、SNS、テレビのデータ放送、FM放送などの特性を活かし、より多くの住民に分かりやすく情報を伝えられるようにする必要がある。

2. 取組方針

- ① 住民等との情報交換の機会を設けるとともに、頂いたご意見・要望は必要に応じて現地を確認し、緊急度、費用対効果、公平性を考慮した上で対応する。
- ② 正副町長の指示事項の意図を室員が正しく理解し、関係部署に漏れなく正確に伝え、誤解を防ぐ。
- ③ 令和5年度に試行的に一部の自治会で紙の広報紙の配布が不要な世帯には広報紙を配布しないこととしたところであるが、令和6年度は、対象地区を拡大していく。また、LINEやアプリなどの電子媒体を通じて町広報紙を閲覧する方法の周知も行う。
- ④ 令和5年度に導入したLINEの拡張機能の有用性を活かすためにも、LINEの友だち登録を増やせるよう更にPRを行っていく。各種情報発信ツールの特徴を踏まえて情報発信を行うとともに、画像とメッセージを組み合わせた機能を用いて分かりやすい情報発信を行う。

3. 中間レビュー

- ① 保育園、認定こども園、幼稚園関係者との意見交換会や、児童館、障害者施設、高齢者施設などへの視察や企業等との面会の機会を通じて情報交換を行うことができた。
いただいたご意見については、緊急度等を考慮して、即時対応が必要なものについては、担当部署と連携して、速やかに対応を行った。下半期も引き続き丁寧な対応を行う。
- ② 正副町長からの指示事項を記録に残し、関係部署と連携しながら対応した。引き続き、関係部署と連携しながら、対応する必要がある。
- ③ 広報紙の配布部数削減については、上半期で約半数の自治会の協力をいただき、約750部を削減した。また、広報紙発行のタイミングで、LINEやX、Facebookなどで広報紙発行の記事を投稿し、電子媒体を通じた広報紙の閲覧について周知を行った。下半期は、町民が集まる機会に職員が出向き、LINEの友だち登録の方法やLINEによる広報紙の閲覧方法の周知を行う。
- ④ LINEの友だち登録の増加に向けて、広報紙の配布部数の削減の試行にご協力いただいている自治会の隣組回覧等によりPRを行った。また、拡散性を高めたい情報についてはXを活用するなど、情報発信ツールの特徴を踏まえた情報発信を行った。下半期も引き続き、LINEの友だち登録の増加に向けた周知や分かりやすい情報発信を行う必要がある。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名	主要事業
Ⅲ5 情報共有化の推進	広聴事業
	地域情報システム推進事業

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
総務課	森田 圭悟
1. 現状と課題	
<p>① 多様化・高度化する町民ニーズや地方分権の進展、DXの推進など、様々な課題に柔軟に対応できる職員を育成する必要がある。また、全ての職員が仕事と家庭生活(家事・育児・介護・看護・疾病の治療等)の両立が図れる職場環境づくりに取り組む必要がある。</p> <p>② 給与の適正化等については、国、県及び他市町村の動向を見ながら、適切な対応を図る必要がある。</p> <p>③ 個人情報保護法に基づき個人情報を適正に管理するとともに、情報公開制度を適切に運用するため、行政文書を適正に管理する必要がある。</p> <p>④ 地域自治組織と連携を図り、町行政を円滑かつ効率的に運営する必要がある。</p> <p>⑤ 令和7年5月4日任期満了の町長及び町議会議員選挙の適正な執行ための準備を行うとともに、選挙制度の周知や積極的な啓発活動を行う必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 職員の意識改革や資質の向上などを図るため、研修の実施や各種研修への積極的な参加を促すとともに、人事評価制度を活用する。職員が働きやすい職場環境の向上を図り、時間外勤務の縮減や年次有給休暇の取得、職員の状況に応じた柔軟な働き方(時差出勤やテレワークなど)を促す。</p> <p>② 国、県及び他市町村の動向を見ながら、給与の適正化を図る。</p> <p>③ 個人情報保護法に基づき適正な管理が行われるよう、各課へ助言を行う。また、行政文書の適正な管理のため、文書管理研修や調査を実施するとともに各課へ助言を行う。</p> <p>④ 自治会連絡協議会などを通じて自治組織の長との情報交換を行い、自治組織(自治会)と円滑な連携を図る。</p> <p>⑤ 令和7年5月4日任期満了の町長及び議会議員選挙を適正に管理執行するため、準備を万全に行うとともに、選挙制度の周知や積極的な啓発活動を行う。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 研修の計画を確認しながら、進捗管理を行い着実に実施した。研修に参加しやすいよう、研修日程を迅速に周知する一方で、所属長を通じて参加を促した。人事評価では、面談を通じて人材育成が図れるよう評価者研修を実施し、各所属のサポートを行った。職員の状況に応じた柔軟な働き方(時差出勤やテレワークなど)を促し、テレワークなどを実施した。また、時間外勤務の状況や年次有給休暇の取得率を共有し、時間外勤務の縮減や年次有給休暇の取得を促した。</p> <p>② 給与の適正化を図るため、国、県及び他市町村の動向を確認した。人事院勧告に基づく給与改定の動向を踏まえ、給与改定を行う予定である。</p> <p>③ 個人情報保護法に基づく情報の管理や、開示請求への対応について各課へ助言を行った。また、行政文書の適正な管理が行われるよう書庫移管や廃棄手続に当たり各課へ助言を行った。</p> <p>④ 自治会連絡協議会を通じて自治組織の長と情報交換や情報伝達を行った。また、自治会の負担軽減に向けたアンケート調査を実施した。下半期に向けて具体的な取組をとりまとめていく予定である。</p> <p>⑤ 町長及び議会議員選挙については、郡内選挙管理委員会の意見交換会を行うなど、適正な管理執行に向けた情報収集を行った。選挙啓発については、選挙に対する関心を高めってもらうよう、小中学生などを対象に明るい選挙啓発ポスターコンクールを実施した。</p>	
4. 最終レビュー	

5. 所管する施策

施策名	主要事業
Ⅲ1 効率的・効果的な行財政運営	職員研修事業

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
安全安心課	高溝 透
1. 現状と課題	
<p>① 防犯対策事業については、人口千人当たりの犯罪発生件数が依然高い水準であるため、警察等の関係機関と連携を図り、安全安心なまちづくりに向け、犯罪の抑制につながる効果的かつ継続的な対策を講じる必要がある。</p> <p>② 交通安全対策事業については、交通事故発生件数の減少と交通事故による死者0を目指し、警察等の関係機関と連携し交通安全思想の普及や交通安全施設の整備に取り組んでいる。今後もさらに交通事故の減少に向けた対策を講じる必要がある。</p> <p>③ 防災対策事業については、自主防災組織への支援等を実施し地域防災力の向上に取り組むとともに、関係機関と連携を図り、町民が参画しやすい体験や訓練を実施する必要がある。また、各計画を現在の情勢に沿って改訂するなど防災体制の整備を図っていく必要がある。</p> <p>④ 消防事業の常備消防については、委託先である太田市と連携し、災害時における迅速な対応と火災発生件数の減少に取り組んでいる。また、非常備消防については、消防団員が定数に満たない状況であり、団員確保に向け取り組む必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 防犯対策事業については、防犯講座の開催や安全・安心メールを配信することで防犯意識の向上を図るとともに自主防犯パトロールへの支援など警察等の関係機関と連携し取り組んでいく。また、防犯カメラや防犯灯の設置のほか、家庭用防犯カメラの設置を支援し、更なる犯罪抑止を図る。</p> <p>② 交通安全対策事業については、各種交通安全教室や交通指導員による街頭指導などにより、交通安全思想の普及に取り組む。また、関係機関と連携し、交通安全施設の整備に取り組むとともに高齢者による運転免許の自主返納及び公共交通機関の利用を促進し交通事故の減少を図る。</p> <p>③ 防災対策事業については、関係機関と連携強化を図り、自主防災組織への支援を行うとともに防災フェアや避難所開設訓練を実施し、防災・減災体制の強化に取り組んでいく。また、地域防災計画及び国土強靱化地域計画を改訂し、大規模災害に備えていく。</p> <p>④ 消防事業の常備消防については、委託先である太田市と連携し消防救急業務の迅速な対応を図るとともに車両の更新を行う。非常備消防については、効果的な訓練の実施と事業の根幹となる消防団員の加入促進を継続していく。また、資機材の整備を進め、地域消防体制の強化を図り、消防署と連携し、火災予防思想の普及啓発に取り組む。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 防犯対策事業については、防犯講座の開催や安全・安心メールの配信、自主防犯パトロールへの支援など、警察等の関係機関と連携し防犯意識の向上に取り組んでいる。また、防犯カメラや防犯灯の設置のほか、家庭用防犯カメラの設置を支援し、犯罪抑止に取り組んでいる。</p> <p>② 交通安全対策事業については、警察等の関係機関と連携し交通安全教室や街頭指導を実施するなど、交通安全思想の普及に取り組んでいる。また、カーブミラー等の交通安全施設の設置や運転免許を自主返納した高齢者への支援など、交通事故の防止に取り組んでいる。</p> <p>③ 防災対策事業については、自主防災組織への支援を行うとともに地域の防災士等の様々な主体を対象に避難所開設訓練等を実施した。引き続き防災フェアの開催に向けた調整を行うとともに、地域防災計画や国土強靱化地域計画の改訂に向けて準備を進めている。</p> <p>④ 消防事業の常備消防については、消防自動車及び救急自動車の更新を進めるとともに、委託先である太田市と連携し消防救急業務の迅速な対応を図っている。非常備消防については、ポンプ操法訓練を実施したほか、各種イベントにおいて団員の確保に向けた取り組みを行っている。</p>	
4. 最終レビュー	

5. 所管する施策

施策名	主要事業
V4 防災対策の充実	非常備消防事業
	災害対策事業
	防災訓練事業
	自主防災組織事業
V5 地域安全の充実	防犯活動事業
	防犯カメラ設置及び管理事業
	交通安全活動推進事業

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
企画部	長谷川 久仁子

1. 現状と課題

- ① 「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」については、第二期実施計画に基づき各施策を着実に推進する必要がある。また、「第二期大泉町総合戦略」については、令和6年度が最終年度となるため、国の方針等を考慮しながら、次期計画について検討する必要がある。
- ② 「第7次大泉町行政改革大綱」については、社会情勢等を注視しながら、実施計画に基づく各取組を推進する必要がある。
- ③ 地方創生の推進については、本町の特色を生かしながら、住民ニーズ等を捉えた先進的・効果的な取組を進める必要がある。
- ④ 新庁舎整備については、令和8年度の供用開始に向けて、建設工事を着実に進める必要がある。また、公共的活用空間の活用に関する検討についても取組を進める必要がある。
- ⑤ 情報政策については、デジタル技術を活用した町民の利便性向上や業務の効率化を推進するとともに、引き続きセキュリティの維持・向上を図る必要がある。
- ⑥ 協働のまちづくりについては、町の事業や住民活動等が感染症拡大前に近づきつつ活発化してきたことから、住民参画意識の高揚を図り、人材バンク制度や補助制度の活用を促進する必要がある。
- ⑦ 「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」の理念に基づき全庁的に人権施策に取り組むとともに、「第四次大泉町男女共同参画推進計画」に掲げた施策の取組を進めることで、あらゆる人の人権が尊重されたまちづくりを推進する必要がある。
- ⑧ 多文化共生については、生活習慣の違い等お互いを理解しつつ、ルールやマナーが守られた秩序あるまちづくりを推進する必要がある。

2. 取組方針

- ① 「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」第二期実施計画については、「大泉町行政マネジメントシステム」を効果的に活用し、進捗管理を行う。また、「第二期大泉町総合戦略」については、現計画の進捗管理を行うとともに、国の動向を注視しながら、次期計画についての検討を行う。
- ② 「第7次大泉町行政改革大綱」については、実施計画を作成し、これに基づく取組の進捗状況を確認する。
- ③ 地方創生の推進については、先進自治体の事例を調査・研究しながら、本町の特色を生かした取組を検討・実施する。また、様々な媒体を有効に活用しPRを行う。
- ④ 新庁舎整備については、実施設計に基づき、建設工事を着実に進める。また、公共的活用空間の利活用についても、公共施設の在り方や今後の方向性等さらに検討を進める。
- ⑤ 情報政策については、町民の利便性向上や業務の効率化が図れるよう、現在使用しているシステムやアプリの拡充及び有効活用を行うとともに、新たなツールについて調査・研究及び実証実験を行う。また、職員に対し研修や有事を想定した訓練等を実施し、セキュリティ意識の向上を図る。
- ⑥ 協働のまちづくりについては、セミナー等により住民参画意識の高揚を図るとともに、人材バンク制度や補助制度のPR及び積極的な活用を住民活動団体等へ働きかける。
- ⑦ 人権政策については、広報・ホームページ等を活用し町民への情報発信を行いさらなる人権意識の醸成を図るとともに、全庁的に各部署があらゆる業務において取り組めるよう働きかけを行う。また、男女共同参画についてはセミナーをはじめ「第四次大泉町男女共同参画推進計画」に掲げた施策における各部署の取組を推進する。
- ⑧ 多文化共生については、キーパーソンや関係機関・関係部署と連携し、生活するうえで必要となるルールやマナーを習得する機会を提供するとともに、町事業や地域活動における外国籍住民の参画や日本人住民との交流の機会をつくる。

3. 中間レビュー

- ① 「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」第二期実施計画については、行政マネジメントシステムを活用し、進捗管理を行った。併せて、「第二期大泉町総合戦略」の各プロジェクトにおける取組についても同様の進捗管理を行うとともに、総合計画と整合をとりながら一体的に取り組む方法について検討した。
- ② 「第7次大泉町行政改革大綱」については、所管課を中心に実施計画の各取組を進めるとともに、推進本部会議において今後の歳出抑制のための協議を行った。
- ③ 地方創生推進の取組として、公式マスコットキャラクターの活用についてカップセルトイの販売を行うほか庁内及び各種団体・事業所等の活用が広がるようPRを行った。また、ふるさと納税に関しては新たな返礼品提供事業者との連携のための調整を行った。
- ④ 新庁舎整備については、建設工事費の増額に伴い補正予算による対応の必要性が生じたため当初予定していたスケジュールから遅れが生じたが、議会の皆様のご理解等により最小限の遅れで着工した。
- ⑤ 情報政策については、町民の利便性向上や業務の効率化を図るためのデジタル技術の活用手法の検討を行った。また、職員のセキュリティ意識の維持向上を図るための研修や自己点検等を実施した。
- ⑥ 協働のまちづくりについては、補助制度等の周知を行うとともに、住民活動団体等に対し制度活用の働きかけや助言を行った。
- ⑦ 人権政策については、庁内各部署及び関係団体等が人権に配慮した活動が行えるよう、周知・啓発を行った。また、男女共同参画の推進については、全国的に自然災害が発生していることを考慮して防災をテーマとしたセミナーを開催した。
- ⑧ 多文化共生については、文化の通訳養成講座や多文化共生懇談会等を開催し、外国籍住民のごみ分別などの理解促進に取り組んだ。また、キーパーソンと連携した取組みを進める中で、さらなる相互理解と友好を図るため、町長とともにネパールへの現地視察を実施した。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名
Ⅲ1 効率的・効果的な行財政運営
Ⅲ2 協働のまちづくりの推進
Ⅲ3 多文化共生の推進
Ⅲ4 人権尊重・男女共同参画の推進
Ⅲ5 情報共有化の推進
Ⅲ6 地域創生の推進

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
企画戦略課	中村 真
1. 現状と課題	
<p>① 「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」については、第二期実施計画の3年次を迎え、目標達成に向けて、着実な進捗管理に引き続き取り組む必要がある。また、計画期間の最終年である「第二期大泉町総合戦略」については、第二期実施計画との一体的な進捗管理を進めながら、次期計画について検討をする必要がある。</p> <p>② 広域行政については、近隣自治体で組織する協議会等を効率的かつ効果的に活用し、共通で抱える課題解決に向けて情報共有・調査研究を行う必要がある。さらに、広域での交流人口や関係人口の増加に向けて、社会情勢に適応した手法による取組を近隣の地域が一体となって検討する必要がある。</p> <p>③ 本町のまちづくりの担い手となる人口を将来にわたって維持していくため、本町の魅力を町内外に向け広くPRすることで、他地域から本町への移住者の増加を図るとともに、本町での定住を促進していく必要がある。</p> <p>④ 「大泉町行政マネジメントシステム」については、運用する職員が活用しやすく、かつ行政サービスに対して最大限の効果が得られるよう、有効性を保ちながらも柔軟に改善を続けていく必要がある。</p> <p>⑤ 行政評価については、「大泉町行政マネジメントシステム」を活用し、「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」における各取組の評価を適正に行うほか、外部評価についても事業の計画や実行に有効に活用できるよう、さらに効果的な評価としていく必要がある。また、町民の町政に対する評価である町民満足度・意識調査については、回収率の向上にむけた取組が必要である。</p> <p>⑥ 「第7次大泉町行政改革大綱」については、3年次となる。社会情勢の変化にあわせ、スピード感と効率性を重視して取り組むとともに進捗管理を進める必要がある。</p> <p>⑦ 公共施設マネジメントについては、新庁舎建設が控える中、施設の適正な維持管理により、厳しい財政状況の中で、費用の効率化を図っていく必要がある。また、更新や集約・複合化など今後の公共施設のあり方についても総合的に検討していく必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」の第二期実施計画及び「第二期大泉町総合戦略」の推進にあたり、「大泉町行政マネジメントシステム」を効果的に活用し、目標達成に向けて適切な進捗管理を行う。さらに「第二期大泉町総合戦略」の最終年度となることから、事業展開をより効果的なものにするため、総合計画実施計画との一体化に向けた検討を行う。</p> <p>② 広域行政については、近隣自治体の共通課題である利根川新橋の早期建設に向けて、利根川新橋建設促進期成同盟会の構成自治体と連携しながら、関係機関等への働きかけを行う。また、両毛広域都市圏総合整備推進協議会を中心として圏域内全体の振興を図る取組を推進するほか、近隣の地域と交流人口・関係人口の増加に向けた事業の検討を行う。</p> <p>③ 企業版ふるさと納税の活用を推進しつつ、特色あるまちづくりを広くPRすることで町民の定住を促進することに加え、県や近隣自治体と実施する移住支援についての周知を行う。また、町の認知度向上に向けた取組として、ふるさと納税制度を通して町の取組のPRを行う中で、より多くの魅力的な地場産品を返礼品として採用できるよう、町内事業者の支援を行っていくほか、町公式マスコットキャラクターの様々な分野での活用を図る。</p> <p>④ 「大泉町行政マネジメントシステム」の有効性を保ちながら、効率的な運用を図るために改善を続けていくと同時に、全職員への意識付けや理解度向上を図るための情報提供や提案を積極的に行う。</p> <p>⑤ 主要事業評価については、課題解決とより良い行政サービスの提供につなげるため、適正な評価となるよう各部署と連携し実施する。外部評価については、評価者・被評価者と情報共有や意見交換を行うなど連携を密にし、精度の高い評価を得られるよう工夫を続けていく。また、町民満足度・意識調査については、回収率の向上を図るため、調査内容や回答方法の検討を行う。</p> <p>⑥ 「第7次大泉町行政改革大綱」の年次の取組計画を策定し進捗管理を適切に行うほか、新たな課題が発生した際には、所管課や関係部署との連携を密に行い、迅速に対応し、課題の解決を図る。</p>	

- ⑦ 公共施設マネジメントについては、次期個別施設計画の策定を進め、短期的な維持管理の方向性を具体的に検討し整備計画を作成していく。また、施設の将来的な更新や集約等を見据えた整備計画としていく必要があるため、中長期的な施設のあり方についても調査・研究を行っていく。

3. 中間レビュー

- ① 「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」の「第二期実施計画」及び「第二期大泉町総合戦略」に基づく令和6年度の取り組みについて、行政マネジメントシステムに基づき、第1四半期の実施状況を把握するとともに、改善を図りながら第2四半期の取り組みを推進した。
また、総合戦略については、令和6年度が第二期計画の最終年度となるが、総合計画と整合性のとれた総合戦略とするとともに、策定作業や策定後の進行管理の効率化を図るため、次期総合計画実施計画との一体化について検討を行った。
- ② 広域行政について、利根川新橋関連では、群馬県、埼玉県ともに地元説明会や測量が行われるなど、新橋建設に向けて動き出している中、利根川新橋建設促進期成同盟会に加盟している自治体との連携を継続し、早期建設を促進していく。
また、交流人口・関係人口の増加を図るため、両毛地域の住民を中心とする交流イベントとして両毛広域都市圏総合整備推進協議会が主体となって実施する両毛グルメスタンプラリーへの参画や近隣自治体が主体となる婚活イベントに共催として参画した。
さらに、広域での移住受け入れにつなげるため、オール群馬移住セミナー（11月中旬予定）や太田市、館林市を加えた近隣自治体で行う移住定住セミナー（10月中旬予定）の開催に向けた調整を行った。
- ③ 移住支援については、群馬県やふるさと回帰支援センターと連携し、町の情報を発信するとともに、移住支援金制度などについて随時相談を受け付けた。
ふるさと納税制度を通じて町の取組のPRを行うため、ポータルサイトの追加に向けた調整や返礼品を充実するために町内事業者と調整を行うとともに、ふるさと納税の対象となる地方団体の次期の指定に合わせて、返礼品目や寄附金額の見直しを行った。また、町ホームページや広報紙、企業情報交換会等で電子黒板活用推進事業について、企業版ふるさと納税の活用事業として寄附の募集を通してPRを行った。
さらに、町公式マスコットキャラクター「イズミオ～」のカプセルトイを7月1日から400個を限定で販売し、本町のブランド力の向上や町への愛着の醸成を図った。
- ④ 「大泉町行政マネジメントシステム」の有効性を保つため、職員がより理解しやすいシステムとなるよう、マニュアルを一部改訂した。
また、内部監査員の養成を行うとともに、マニュアルの改訂内容について課長会議において説明し、全職員への情報共有を行うなど、職員への意識付けや理解度の向上を図った。
- ⑤ 行政評価については、主要事業について年間計画及び目標値を設定し、四半期ごとに実績値、進捗取組状況、改善策等を確認し、進行管理を行った。また、町民満足度調査については、令和6年4月中旬から5月上旬にかけて令和5年度分について調査を実施し、その結果を町ホームページにおいて公表した。さらに、外部からの評価の一環として関東学園大学に依頼している学生視点での事業評価（提案）について事業の選定、所管課ヒアリングなどを行った。
- ⑥ 「第7次行政改革大綱」については、取組計画を策定し、その計画に基づき進捗管理を行った。今後も各所管課と連携し、進捗管理を徹底していく。
- ⑦ 令和5年度に実施した各施設の現地調査の結果をまとめ、施設の課題等の整理を行った。また、現地調査を踏まえた各施設における修繕等整備の必要な箇所について洗い出しを行った。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名	主要事業
Ⅲ1 効率的・効果的な行財政運営	行政マネジメントシステム事業
	行政改革推進事業
Ⅲ6 地域創生の推進	地方創生推進事業

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
新庁舎建設室	内田 雅史

1. 現状と課題

- ① 令和8年度の新庁舎供用開始に向け、令和5年度に策定した庁舎建設実施設計に基づき、関連部局等と調整を図りながら建設工事を着実に推進する必要がある。
- ② BELS(建築物省エネルギー性能表示制度)などの各種認証及び一般単独事業債の申請など、庁舎建設に関連する各手続きを計画的に進める必要がある。
- ③ 什器整備計画や移転計画に着手し、滞りなく庁舎移転できるよう、準備を進める必要がある。
- ④ 新庁舎建設の検討を進めていくなかで顕在化してきた課題について、着実に対応していく必要がある。

2. 取組方針

- ① 速やかに建設工事に着手できるよう、必要な手続きを精査したうえで関連部局と綿密な調整を行う。また、庁舎建設用地周辺住民を対象とした建設工事に関する説明会を開催し、周辺住民の方々に安心していただいた状態での工事着工を目指すとともに、施工業者とも綿密な連携を図っていく。
- ② 認証取得等に必要となる書類等の作成及び申請資料準備などの作業に関するスケジュールを立案し、抜けや漏れがないよう計画的に進めていく。
- ③ 業務委託事業者と連携し、より効率的な移転作業を実現することを目的に、必要な作業を着実に実施する。
- ④ 新庁舎整備の検討を進めていくなかで顕在化してきた課題については、関連部局と連携しながら、課題解決に向けた方策について協議を行う。

3. 中間レビュー

- ① 労務単価や建築資材の高騰などの影響により入札金額を変更した上での入札を行った。入札金額の変更に伴い、当初の予定より1ヶ月程度契約締結に遅れが発生したが、令和8年5月の供用開始に向けて着実に工事を進める。
建設工事に関する住民説明会については、住民の来庁にかかる負担を考慮し、町職員と施工業者で対象の住宅を訪問した上で説明を行った。今後も、周辺住民の住環境に配慮しながら作業に取り組む。
- ② 庁舎建設工事定例会議を開催し、工事の全体工程と整合性を図った上で、必要な手続きについて進捗管理を行っている。引き続き、抜けや漏れがないように管理を徹底する。なお、起債申請は入札日程の変更に伴い、1次申請での提出を見送り、2次申請で行うこととした。
- ③ 予定通り、委託事業者を選定の上、転用什器の調査を実施し、移転が必要な什器の洗い出しを行った。今後、新規購入する什器とのバランスを考慮しながら、入札に向けた最終調整を行う。
- ④ 顕在化してきた課題について整理した上で、進捗状況の管理や内部での調整を行った。関連する部署が多岐にわたる課題については、新庁舎建設室でとりまとめを行い、解決に向けた協議を実施している。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名	主要事業
Ⅲ1 効率的・効果的な行財政運営	新庁舎整備事業

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
情報政策課	野邊 陽一郎

1. 現状と課題

- ① 生成AIの飛躍的な進化など、デジタル技術の急速な進展に伴い、住民サービスや内部業務において積極的にデジタル技術を活用していく必要がある。
- ② 基幹業務システムの統一・標準化について、対象業務システムのほか、密接に関連する業務システムについても確実にデータ連携が行えるように検証するなど対応が必要であるほか、邑楽郡で取り組んできた災害時相互支援に変わる仕組みについて検討を行う必要がある。
- ③ デジタル社会においてセキュリティ対策は必要不可欠なものであり、その継続性・持続性がますます重要となっており、徹底した情報セキュリティ対策が必要である。

2. 取組方針

- ① 現行の公共施設予約状況表示システムが2024年11月で終了となり、切り替えのタイミングでオンライン予約可能な仕組みの構築を行っていくほか、AI技術について、フロントヤード/バックヤードでの活用方法の検討を行っていく。
- ② システム構築やクラウド接続サービスの調達などのほか、各業務で保有するデータを確実に移行すること、標準化対象外システムとの連携テストなど関係部署との連携、ディザスタリカバリ環境の検討を行っていくほか、自庁内での備えについて検討していく。
- ③ 定期的なセキュリティ研修やインシデント対応訓練を重ね、セキュリティ対策の徹底を図るほか、セキュリティ監査によりその効果を確認していく。

3. 中間レビュー

- ① 議事録作成等で利用できるAIを活用したICレコーダーを導入し活用を始めたほか、サービスが終了する施設予約状況表示システムにかわり、LINE拡張機能を利用した予約システムの設計構築を各施設担当と進め、サービス切り替え時に合わせられるよう引き続き進捗を図っていく。
- ② システムの標準化により帳票類も標準化・統一化されるため、既存帳票の利用状況や様式の根拠など洗い出しを行った。また、災害対策サイトの必要性を検証した結果、災害時等は別途、オンプレミスでの災害対策サーバを構築する必要が判明し、引き続き機器構成や機能について検討を行っていく。
- ③ 県内共同利用のセキュリティクラウドのインシデント対応訓練では外部からの不審なファイルを開封したことによるウイルス感染を想定した訓練を実施したほか、e-learningによる情報セキュリティ研修の受講開始やセキュリティ自己点検の実施など、情報セキュリティに対する意識付けを行った。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名	主要事業

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
多文化協働課	福田 雅美
1. 現状と課題	
<p>① 協働のまちづくりについては、「協働のまちづくり推進指針」に基づき、各種制度の周知を図り、住民の意識啓発と参画機会の創出を図る必要がある。また、人材バンクの周知を図り、登録者の活用を促進する必要がある。</p> <p>② 人権施策については、複雑化、多様化する社会に対応するための施策を調査研究するとともに、「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」の理念、及び「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、差別のない社会の実現に向けた人権教育・啓発の推進を図る必要がある。</p> <p>③ 男女共同参画については、「第四次大泉町男女共同参画推進計画」の進行管理を行うとともに、男女共同参画社会の実現に向けた意識改革を図る必要がある。また、「第五次大泉町男女共同参画推進計画」の策定に向けた検討を行う必要がある。</p> <p>④ 多文化共生については、多国籍化する住民と行政との顔の見える関係をつくり、誰もが安心して生活できるようにする必要がある。また、地域や関係各課・機関等と情報共有を図り、連携した取組が必要である。</p> <p>⑤ 外国人集住都市会議については、必要な施策について国や関係機関等へ提言を行うため、関係各都市と情報共有、課題研究等の連携を図る必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 協働のまちづくりについては、「元気な地域支援事業」と「協働のまちづくり事業提案制度」を周知し、活用促進を図り、住民活動団体等を支援していく。また、講演会やセミナーを開催し意識啓発を行う。人材バンクについては、制度の周知を行い登録者の活用促進を図る。</p> <p>② 人権施策については、「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、人権問題に対する正しい理解の普及と、差別の解消を目指す取組を推進する。</p> <p>③ 男女共同参画については、「第四次大泉町男女共同参画推進計画」の進捗状況の確認を行うとともに、男女共同参画意識の啓発を図るため各種事業を実施する。また、「第五次大泉町男女共同参画推進計画」の策定に向けアンケート調査を行う。</p> <p>④ 多文化共生については、外国人に日本の制度やルール・マナーを正しく理解してもらえるよう、多言語での情報発信を行うとともに、地域交流会、多文化共生懇談会や文化の通訳養成講座等を開催し、各国のキーパーソンの発掘や連携した関係づくりを進める。また、多文化共生コミュニティセンターを活用し、外国人の相談や情報の提供・収集を行う。さらに、相互理解を深めるため、海外都市と友好親善を図り、文化交流や情報収集を行う。</p> <p>⑤ 外国人集住都市会議については、関係各都市との情報共有、課題研究等をブロックリーダーとして取りまとめ、連携を図るとともに、必要に応じて国や関係機関等への働きかけを行う。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 協働のまちづくりについては、町広報紙や住民活動支援センターホームページで制度の周知を行うとともに、6月にセミナーを開催し、協働に関する意識啓発を行った。上半期においては、「元気な地域支援事業」7件、「協働のまちづくり事業提案制度」1件の採択と人材バンク4件の利用があった。引き続き、制度の周知啓発に努め、住民活動団体等の支援を行い活用を促進していく。</p> <p>② 人権施策については、人権擁護委員、人権教育啓発員や地域公民館長に、性の多様性についての研修を行った。引き続き、「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、人権問題に対する正しい理解の普及と差別の解消を目指す取組を推進していく。</p> <p>③ 男女共同参画については、「第四次大泉町男女共同参画推進計画」に基づき、各課の令和5年度の取組の進捗管理を行った。6月の男女共同参画週間には啓発図書コーナーを設置するとともに、多様に配慮した地域防災力アップに関するセミナーを開催した。引き続き、意識啓発を図るとともに、第五次計画策定に向けたアンケート調査を進めていく。</p>	

- ④ 多文化共生については、外国籍住民が多く集まる機会を活用して多文化共生懇談会を6回開催した。ブラジル移動領事館や外国籍生徒対象の進路説明会等に加え、外国人従業員を雇用する企業と連携し情報提供を行った。また、文化の通訳養成講座については、2回開催し、各種制度や生活ルール等の情報を発信しつつ、キーパーソンの育成・発掘に努めた。さらに、外国人との相互理解を深め、友好親善を図るため、ネパールへの現地視察を行った。
- ⑤ 外国人集住都市会議については、新たに2ブロック体制での活動開始に向けた全体会議を1回、本町がブロックリーダーとしてブロック会議を1回開催し、今後の調査研究に向けた協議を行った。また、国の多文化共生施策に関する交付金の減額を受け、会議体として「国の財政支援に関する緊急提言」を行った。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名	主要事業
Ⅲ2 協働のまちづくりの推進	協働推進事業
Ⅲ3 多文化共生の推進	多文化共生懇談会推進事業
	多文化共生コミュニティセンター管理運営費
Ⅲ4 人権尊重・男女共同参画の推進	男女共同参画推進事業

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
財務部	千吉良 輝夫
1. 現状と課題	
<p>① 今後数年間は大規模事業が集中するなか、財政状況について全庁的に共通理解を図り、町が一体となって将来にわたって持続可能な財政運営を行っていく必要がある。また、予算編成においては、無駄を省いた歳出計上とし、併せて活用可能な財源を歳入として確保する必要がある。</p> <p>② 町の財政に関しては、行政サービスを提供するうえで重要な基盤であることから、本町に関わるより多くの人に状況を理解してもらう必要がある。</p> <p>③ 庁舎管理については、利用者等の安全に配慮した庁舎の修繕を適宜行い、適切に維持管理していく必要がある。また、公用車管理については、ゼロカーボンシティの実現に向けた公用自動車の適正な管理・運用を図る必要がある。</p> <p>④ 令和8年度の新庁舎の供用開始に向けて効率的な管理運営方法を検討する必要がある。また、公共的活用空間について、大泉町公共的活用空間利活用基本方針に基づき整備していく必要がある。</p> <p>⑤ 公平・公正・適正な課税事務を執り行い、自主財源の確保を図るとともに、毎年行われる税制改正に対し、改正内容を正確に理解し納税者へのわかりやすい周知を実践する必要がある。また、税務行政におけるDXの推進に対応していく必要がある。</p> <p>⑥ 町税等の滞納額の圧縮を図るため、滞納整理を計画的に進めていく必要がある。また、滞納整理において預貯金調査の電子化を導入し、財産調査が効率的になったことから早期に滞納整理の判断をする必要がある。</p> <p>⑦ 災害に対する危機管理意識について、部内で共通認識を持ち意識の醸成を継続的に図る必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 財政計画について、各種統計データを直近の内容に更新するとともに、より現実的な財政見通しを立て、計画に掲げる「財政構造の弾力性の確保」と「財政運営の安定化・継続性の確保」の二つの視点について、全部署への意識付けに取り組む。また、国や県などの補助制度や起債に関する情報収集を行い、対象となり得る事業等への確実な活用を促進していく。</p> <p>② 町民や町内事業者の理解の下で真に必要な分野に投資をしていけるよう、町の財政状況や予算について適宜周知を図る。</p> <p>③ 庁舎管理については、庁舎及び施設の老朽化が進んでいることから、不具合が生じた際には迅速に修繕等を行うとともに、未然に事故を防止するための点検・確認を行い、庁舎の利用者等の安全の確保に努める。また、公用車管理については、公用自動車を安全に運行できるように適切な維持管理を行うとともに、ゼロカーボンシティの実現に向けた管理・運用を図る。</p> <p>④ 新庁舎については、総合管理業務による効果や業務の範囲、費用等について検討を行っていく。また、公共的活用空間については、効率的な運用が図れるよう敷地整備のための実施設計を進めていく。</p> <p>⑤ 公平・公正・適正な課税事務については、税務関係法令の正確な解釈及び遵守を基本に業務対応できるよう、各種研修会に積極的に参加し、税務知識の習得並びに税務職員としての資質の向上を図る。税制改正については、課員相互の共通認識を図りながら、改正内容について町ホームページ等を活用し、わかりやすい周知を行う。地方税共通納税システムの利用拡大にあわせ、課員相互の情報共有及び関係機関との連携を図りながら、納税者の利便性向上に向けて取り組む。また、税務署との連携による確定申告の電子化を推進する。</p> <p>⑥ 滞納者の財産調査の電子化に伴い早期に徴収可能額の判断が出来ることになったことから、国内に居住のない滞納者の早期の滞納整理や国内居住の滞納者の生活状況調査、納税相談等その結果を踏まえた差押え処分又は処分の執行停止等を適切に行い、滞納額の圧縮を図る。</p> <p>⑦ 危機管理意識の醸成を適切な素材を用いながら部内で随時実施する。</p>	

3. 中間レビュー

- ① 財政計画について、令和4年度決算額の情報を追加し令和6年度当初予算をベースとした財政見直しへと更新したうえで、庁内で共有し公表した。今後の予算編成においては、財政計画で示した今後の見直しや目標値を意識するとともに、現時点での将来的な財政需要の見直しを行い、「財政構造の弾力性の確保」、「財政運営の安定性・継続性の確保」につなげていく。また、令和7年度当初予算に係る職員説明会において、国・県の補助制度等の情報収集を積極的に行うよう、その方法を含め周知を図った。今後も引き続き、全庁的に情報を共有していく。
- ② 当初予算、補正予算とも、予算書及び付属資料を町ホームページへ掲載するとともに、概要についての説明を加えて情報提供している。また、広報紙へ掲載している決算概要については、必要な情報をシンプルに伝える内容へと変更した。引き続き、補正予算をはじめ財政状況については、より簡潔で分かりやすく公表していく。
- ③ 庁舎管理について、不具合及び修繕等の発生時に迅速な対応を行うとともに、未然防止に向けた点検・確認に取り組んだ。また、公用車の管理について、法定点検及び車検を厳守し職員が安心して運転できるような適切な管理を行うとともに、併せて職員の安全運転への意識啓発に取り組んでいる。
- ④ 新庁舎の管理運営方法について、総合管理業務による効果を検討するとともに費用の積算等も併せて検討を進めている。また、公共的活用空間の利活用について、設計業務委託契約を締結した。今後、設計内容に基づき具体的な検討をすすめていく。
- ⑤ 県及び税務署主催による各種研修会、並びにオンライン研修会に参加し税務職員としての資質向上及び知識の習得に取り組むとともに、税制改正事項について職員間での共通認識を図りながら、納税者向け周知啓発へ取り組んだ。また、税務行政のDX推進について、関係機関と連携しながら納税者の利便性向上に向けた取り組みを実践した。
- ⑥ 関係機関と連携しながら、滞納者に関する預貯金及び居住実態等の調査を実施し、納税相談等の結果も踏まえ、差押え処分の実行及び処分の執行停止を適切に実践するなど、滞納額圧縮に向けた取り組みを継続して行った。今後も引き続き、居住実態等の調査を行い、庁内関係部署と連携しながら適正に対応していく。
- ⑦ 災害時の危機管理対応として、税務課において、災害時のシステムダウンを想定した手作業による税額計算演習の実施、並びに住家の被害認定に関するOJTを実施している。また、契約管財課所管の庁舎管理における災害時の対応に関する情報共有などを踏まえ、部内各職員間での危機管理意識の醸成に継続して取り組んでいる。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名
Ⅲ1 効率的・効果的な行財政運営

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
財政課	服部 真

1. 現状と課題

- ① 今後数年間は大規模事業が集中するなか、財政状況について全庁的に共通理解を図り、町が一体となって将来にわたって持続可能な財政運営を行っていく必要がある。
- ② 予算編成においては、無駄を省いた歳出計上とし、併せて活用可能な財源を歳入として確保する必要がある。
- ③ 町の財政に関しては、行政サービスを提供するうえで重要な基盤であることから、本町に関わるより多くの人に状況を理解してもらう必要がある。

2. 取組方針

- ① 財政計画について、各種統計データを直近の内容に更新するとともに、より現実的な財政見通しを立て、計画に掲げる「財政構造の弾力性の確保」と「財政運営の安定化・継続性の確保」の二つの視点について、全部署への意識付けに取り組む。
- ② 国や県などの補助制度や起債に関する情報収集を行い、対象となり得る事業等への確実な活用を促進していく。
- ③ 町民や町内事業者の理解の下で真に必要な分野に投資をしていけるよう、町の財政状況や予算について適宜周知を図る。

3. 中間レビュー

- ① 財政計画については、令和4年度決算額の情報を追加し、それを踏まえて令和6年度当初予算をベースとした財政見通しへと更新したうえで、庁内で共有し公表した。今後の予算編成においては、財政計画で示した今後の見通しや目標値を意識するとともに、現時点での将来的な財政需要の見直しを行い、「財政構造の弾力性の確保」、「財政運営の安定性・継続性の確保」につなげていく。
- ② 令和7年度当初予算に係る職員説明会において編成方針や留意事項のほか、国・県の補助制度等の情報収集を積極的に行うよう、その方法を含め周知した。今後も一般財源を抑制できるよう、財政課をはじめ、所管課においても情報収集を行い、予算に反映できるよう全庁的に情報を共有していく。
- ③ 当初予算、補正予算とも、予算書及び付属資料を町ホームページへ掲載するとともに、概要についての説明を加えて情報提供している。また、広報紙へ掲載している決算概要については、必要な情報をシンプルに伝える内容へと変更した。引き続き、補正予算をはじめ財政状況については、より簡潔で分かりやすく公表していく。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名	主要事業

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
契約管財課	岩瀬 光裕
1. 現状と課題	
<p>① 入札及び契約検査事務については、公共工事の一層の品質確保をしていくため、事業者負担の軽減、現場の処遇改善の確認等を行い、労働環境の改善に努める必要がある。</p> <p>② 庁舎管理については、利用者等の安全に配慮した庁舎の修繕を適宜行い、適切に維持管理していく必要がある。</p> <p>③ 公用車管理については、ゼロカーボンシティの実現に向けた公用自動車の適正な管理・運用を図る必要がある。</p> <p>④ 普通財産については、維持管理費の削減や自主財源を確保していく観点から、未利用となっている普通財産の売却を促進していく必要がある。</p> <p>⑤ 令和8年度の新庁舎の供用開始にあたっては、安定的に町民サービスを提供するため効率的な管理運営方法を検討していく必要がある。</p> <p>⑥ 大泉町公共的活用空間利活用基本方針に基づき、公共的活用空間を新庁舎とあわせてまちづくりの拠点として整備していく。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 入札及び契約検査事務については、入札及び契約が適切に行えるよう関係部署への必要な助言や指導を行う。また、電子契約システムを導入し、事業者負担の軽減に努めるとともに、工事完成現場、関係書類等を厳格に検査・確認することで、公共工事の品質の確保及び労働者の処遇改善を図る。</p> <p>② 庁舎管理については、庁舎及び施設の老朽化が進んでいることから、不具合が生じた際には迅速に修繕等を行うとともに、未然に事故を防止するための点検・確認を行い、庁舎の利用者等の安全の確保に努める。</p> <p>③ 公用車管理については、公用自動車を安全に運行できるように適切な維持管理を行うとともに、ゼロカーボンシティの実現に向けた管理・運用を図る。</p> <p>④ 普通財産については、売却情報の周知に努めるとともに、売却方法等のさらなる拡充について検討していく。</p> <p>⑤ 新庁舎の管理運営方法について、サウンディング型市場調査などを実施し総合管理業務による効果、委託業務の範囲や費用等を検討していく。</p> <p>⑥ 公共的活用空間を新庁舎に付随する広場と一体的に利活用するため、敷地整備のための実施設計を行っていく。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 入札の執行及び契約が適切に行えるよう関係部署への助言、指導を行った。また、事業者負担の軽減、契約業務の効率化などを図るため電子契約システムの導入を行った。工事等については、現場や提出書類について厳格に検査を行い公共工事の品質の確保に取り組んだ。</p> <p>② 庁舎の設備において不具合が発生したが迅速に修繕等の対策を行った。庁舎を安全に利用できるよう、また、業務に支障がでないよう迅速な対応及び未然防止のための点検・確認を行っていく。</p> <p>③ 公用車については、確実に車検などの法定点検を行い適切に点検整備を行った。引き続き職員が安全に公用車を運行できるよう対応していく。</p> <p>④ 普通財産については、町ホームページに町有地の売却情報を現地の写真とともに掲載を行っている。また、現地では立て看板を設置し町有地売却について周知を行っている。</p>	

- ⑤ 新庁舎の管理運営方法については、総合管理業務による効果等の検討を行った。今後、新庁舎における総合管理業務についてサウンディング型市場調査を実施し民間業者の意見を聞きながら業務内容の検討を進めていく。
- ⑥ 公共的活用空間を利活用するため、敷地整備の設計について業務委託契約を締結した。今後、設計業者と連携し詳細な設計内容について協議・検討を行っていく。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名	主要事業

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
税務課	根岸 典生
1. 現状と課題	
<p>① 公平・公正・適正な課税事務を執り行い、自主財源の確保を図る必要がある。</p> <p>② 毎年行われる税制改正に対し、改正内容を正確に理解し納税者へのわかりやすい周知を実践する必要がある。</p> <p>③ 税務行政におけるDXの推進に対応していく必要がある。</p> <p>④ 課税業務に必要不可欠である電算システムについて、適正に管理運用する必要がある。</p> <p>⑤ 審査請求及び課税額に関する問い合わせ等について、適切に対応していく必要がある。</p> <p>⑥ 日々の業務で取り扱う個人情報について、厳格な管理保護に取り組む必要がある。</p> <p>⑦ 危機管理への取組について、災害対応への共通認識を課内で共有する必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 公平・公正・適正な課税事務については、税務関係法令の正確な解釈及び遵守を基本に業務対応できるよう、各種研修会に積極的に参加し、税務知識の習得並びに税務職員としての資質の向上を図る。</p> <p>② 税制改正については、課員相互の共通認識を図りながら、改正内容について町ホームページ等を活用し、わかりやすい周知を行う。</p> <p>③ 地方税共通納税システムの利用拡大にあわせ、課員相互の情報共有及び関係機関との連携を図りながら、納税者の利便性向上に向けて取り組む。また、税務署との連携による確定申告の電子化を推進する。</p> <p>④ 電算システムについては、税制改正事項及び各種課税情報等が正確に処理されているか随時確認を行い、課税誤り等の未然防止に取り組む。また、自治体情報システムの標準化へ向け必要な準備を進める。</p> <p>⑤ 納税者からの審査請求に対し関係法令を遵守し適切に対応していく。また納税通知書に関する問い合わせに対し専門用語の多用を避ける等、丁寧に分かりやすく説明責任を果たしていく。</p> <p>⑥ 個人情報の取扱いについては、情報セキュリティポリシーを遵守するとともに税務職員としての守秘義務規定を厳守する。</p> <p>⑦ 危機管理への取組については、町民税・諸税係では災害時のシステムダウンを想定し、システム計算にたよらず税額計算できるよう手書き計算の習熟を図る。資産税係では被災認定研修に参加し必要な知識を習得する。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 群馬県及び税務署主催の各種研修会に積極的に参加したほか、オンライン研修を受講するなど、税務職員としての資質向上及び知識習得に向けた取り組みを行った。また、町県民税未申告者の呼出しを行い、公平・公正・適正な課税事務と自主財源の確保に努めた。</p> <p>② 税制改正への対応については、職員間の共通認識を図るとともに、改正事項について広報紙及び町ホームページに掲載して周知啓発を行った。また、納税者からの問合せに対し、わかりやすく丁寧な説明を行っている。</p> <p>③ DXの推進については、課員間で最新情報の共有を図るとともに、関係機関と連携して、納税者の利便性向上と課税事務の効率化に取り組んでいる。</p>	

- ④ 電算システムについては、税制改正事項や入力データの正確な反映を確認するとともに、賦課算定事務全般の進捗管理及び電算システムの適正な運用に向けた取り組みを行っている。
- ⑤ 納税通知書発送後の問合せ等に対して、分かりやすく丁寧な説明を行っている。また、納税に関する事案については、収納課と連携して賦課から納付まで一連の流れを説明している。
- ⑥ 個人情報の取り扱いについては、情報セキュリティポリシーを遵守し、個人情報保護について高い意識を持ち、日々の業務での厳格な管理保護に取り組んでいる。
- ⑦ 危機管理への取組については、町民税・諸税係では災害時のシステムダウンを想定し、税額計算システムにたよらず手作業で計算できるよう取り組んでいる。資産税係では、住家の被害認定調査実地研修会に参加し、研修内容を係員へOJTを行うことで、係員全員が住家の被害認定調査が行えるよう資質向上を図っている。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名	主要事業

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
収納課	高橋 直樹

1. 現状と課題

- ① 町税等の滞納額の圧縮を図るため、滞納整理を計画的に進めていく必要がある。また、滞納整理において預貯金調査の電子化を導入し、財産調査が効率的になったことから早期に滞納整理の判断をする必要がある。
- ② 町税等の納期内納付を推進するため、納付が確実な口座振替の利用拡大に取り組む必要がある。
- ③ 滞納者に対する納税催告は、郵便、電話、訪問により行っているが、催告文書の内容や時期など再考し、より効果的な納税催告に取り組む必要がある。
- ④ 住民登録を残したまま転出するなど、居住実態不明の滞納者が多く、滞納整理の妨げとなっている。
- ⑤ 外国籍の方を雇用する事業所に対し、外国籍の方が帰国のため退職する場合に、納期未到来の税等について、事業所や納税管理人を設定し、一括徴収などをする必要がある。
- ⑥ 外国籍の方が出国する場合に、出国までに確定する税額については、未納のまま出国しないように徴収する必要がある。

2. 取組方針

- ① 滞納者の財産調査の電子化に伴い早期に徴収可能額の判断ができることになったことから、国内に居住のない滞納者の早期の滞納整理や国内居住の滞納者の生活状況調査、納税相談等その結果を踏まえた差押え処分又は処分の執行停止等を適切に行い、滞納額の圧縮を図る。
- ② 口座振替の利用拡大のため、ハガキタイプの口座振替申込書を納税通知書送付時に同封する。また、転入時や各保険加入時や家屋評価時などに、口座振替勧奨チラシを配布するなど周知を図る。
- ③ 転出者の過年度分の滞納に対しては、携帯電話のショートメッセージサービスを利用し、文書催告の効果を高めていく。また、現年度の滞納に対しては、引き続き電話催告をはじめ段階的に文書内容を強めていく工夫などとして、自主納付の勧奨を図る。
- ④ 滞納者の居住の有無を把握するため、定期的な居住実態調査や入管等関係機関への照会を実施し、その結果を受け、職権消除依頼など関係課との連絡調整を行う。
- ⑤ 税務課と協力して特別徴収義務者に対し、外国籍の従業員が帰国する場合に、一括徴収や納税管理人の設定についての依頼を納税通知書などに同封し依頼する。
- ⑥ 出国を予定して来庁した方で、通常の当初課税がされる前に出国し、その出国後に課税される方に対して、その旨を説明して、課税予定額を伝え予納を依頼する。

3. 中間レビュー

- ① 関係機関への照会により出国が判明した滞納者については、預貯金調査を行い財産が発見された場合は、滞納処分を行った。
- ② ハガキタイプの口座振替申込書を納税通知書に同封し、口座振替の利用促進を図った。引き続き、ハガキタイプの口座振替申込書を各窓口で常備した。
- ③ 催告書送付時に、ショートメッセージサービスを利用した催告を併せて実施した。また、時間内や延長窓口時に電話による催告を実施した。
- ④ 文書が返戻になった住所地を随時に訪問し、早期の居住実態の把握に努めた。また、引き続き居所不明が判明した案件については、職権消除の依頼を行った。
- ⑤ 特別徴収義務者に対し、外国籍の従業員が帰国する場合に、一括徴収や納税管理人の案内文を納税通知書に同封した。
- ⑥ 出国を予定して来庁した方で、出国後に納期限がくる方から、予定課税額の予納を受け、課税確定後未納にならないように手続きを行った。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名	主要事業
Ⅲ1 効率的・効果的な行財政運営	徴収費

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
健康福祉部	河内 恵美

1. 現状と課題

- ① 複雑かつ複合的な課題を抱える世帯等に対して、健康福祉部内や関係部署間、関係機関での連携を図るとともに、支援制度の情報が届かない世帯等に情報を届ける必要がある。
- ② 障害者の就労支援事業所が増える中、関係部署、関係機関での連携を図り、業務受注拡大や工賃向上に向けた取組について調査研究を進める必要がある。
- ③ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、適切な支援につなげる必要がある。また、介護保険事業については、適切な介護認定、保険給付に努め、健全な介護保険運営を維持する必要がある。
- ④ 感染症の発症予防・重症化予防、まん延防止のために、正確な情報発信が必要である。

2. 取組方針

- ① 生活困窮、介護、子育て等の課題を抱えた世帯等に対し、部内や関係部署、関係機関での連携を図るとともに、支援制度等の情報を届ける。
- ② 福祉ショップの充実を図るとともに、障害者就労施設の活動などを周知し、さらに関係部署、関係機関との連携による受注拡大や販路拡大に向けた取組を進める。
- ③ 支援が必要な高齢者を把握し、適切な支援につなげるとともに、介護給付費の抑制や重度化を防止するため、介護予防自主グループへの支援や県のケアプラン点検アドバイザー派遣を利用し、適切な介護サービスの利用に取り組む。
- ④ 広報紙や町ホームページ等、さらには新生児訪問等においても周知を図るなど情報発信に取り組む。

3. 中間レビュー

- ① 関係部署や社会福祉協議会等の関係機関と連携し、様々な課題を抱えた世帯等からの相談を受けている。今後も、部内はもちろんのこと関係部署、関係機関と密に連携し相談を受けていく。支援制度については、引き続き、広報紙やホームページ、町公式LINEなどを活用し周知を行っていく。
- ② 障害者就労施設の受注・販路拡大に向け、関係部署、関係機関と連携を図るとともに広報紙や町ホームページで活動等の周知を行っている。引き続き、同様の取組を行うほか、各事業所へ現況確認を行っていく。
- ③ 支援を要する高齢者の把握を行い、適切な支援につなげるとともに、介護給付費の抑制や重度化防止のため、自主グループへ活動支援を行っている。また、県のケアプラン点検アドバイザー派遣を利用し、介護給付費の適正化に向け取組を進めている。
- ④ 感染症の発症予防・重症化予防、まん延防止のために、広報紙や町ホームページ、町公式LINEから情報発信を行ったほか、新生児訪問時に予防接種の受診勧奨等を行った。引き続き、継続して情報発信に取り組む。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名
IV1 地域福祉の充実
IV3 障害者福祉の充実
IV4 高齢者福祉の充実
IV5 医療体制と保険制度の充実
IV6 健康の保持増進

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
福祉課	酒井 清
1. 現状と課題	
<p>① 第三次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画について、第2年次となり計画に基づいた事業を進めるとともに、計画の周知及び理解してもらうための啓発が必要である。</p> <p>② 生活困窮者等から生活相談をはじめとする多くの相談が寄せられているが、相談内容が複雑多岐にわたるため、関係機関等と連携して支援する必要がある。</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症や物価高騰などにより、児童生徒及び保護者の生活状況に対してどのように影響しているのか確認する必要がある。</p> <p>④ 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画が初年次となるため、計画の進捗管理及び適切にサービスを提供する必要がある。</p> <p>⑤ 障害者の工賃向上に向けた取組を進めるとともに、業務受注拡大に向けた調査研究を進める必要がある。</p> <p>⑥ 町内の障害児通所施設の状況を踏まえ、施設の再構築について調査研究を進める必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 両計画内容に基づいた地域福祉施策を実施するとともに周知に努め、関係団体と協力しながら地域福祉の向上に努める。</p> <p>② 所管する各担当課だけでは対応が困難なケースの相談に対する支援を行うための重層的支援体制を構築するため準備を行う。</p> <p>③ 第3回目となる「こどもの生活実態調査」を実施し、その調査結果を関係各課と共有し必要な施策につなげるよう努める。</p> <p>④ 両計画の進捗管理を行うとともに、計画に基づく事業並びに障害福祉サービス提供に向け必要な人に適切にサービスを提供できるよう取り組む。</p> <p>⑤ 福祉ショップの充実に向けた取組を進めるとともに、福祉関連イベント時における障害者就労施設の活動を含め周知することで販路拡大に向けた取組を進める。</p> <p>⑥ 障害児通所施設における障害サービス利用状況の検証並びに利用者ニーズや近隣の市町を含めた地域の状況を調査し、施設のあり方について研究を進める。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 第三次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画の周知については、令和6年11月に開催予定の「大泉町防災フェア&保健福祉まつり」及び令和7年3月に開催予定の「第3回市民活動フェスティバル」において、幅広い年代の住民が集まることから、適切に周知できるよう準備を進める。</p> <p>② 重層的支援体制整備に向け、関係各課と準備に向けた協議を開始するとともに、準備全般について庁内会議に諮りつつ関係各課における事業や交付金等の精査を進める必要がある。</p> <p>③ 令和6年6月に児童生徒及び家族に対して調査を実施した。調査結果については、単純集計としてまとめ関係各課と共有するとともに、更なる詳細な分析については、高崎健康福祉大学と連携を図りながら継続して進める。</p> <p>④ 両計画の進捗管理として、令和5年度事業の決算確定に伴い、大泉町障害者基本計画等策定委員会に各種事業の報告をするとともに、サービス提供体制の充実に向けて、町内事業者との意見交換により現況を把握する必要がある。</p> <p>⑤ 福祉ショップの充実に向けて参加団体との意見交換を実施するとともに、障害者就労施設の受注販路拡大に向けて、各事業所の現況確認を行う必要がある。</p>	

⑥ 町内の障害児通所のサービス利用状況について精査するとともに、自立支援協議会等において館林邑楽圏域における障害児の支援体制について総合的に協議する必要がある。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名	主要事業
IV1 地域福祉の充実	福祉タクシー使用料補助事業
	子ども食堂事業
IV3 障害者福祉の充実	障害者(児)訓練等給付事業
	障害児通所給付等事業

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
高齢介護課	小林 由幸
1. 現状と課題	
<p>① 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、適切に支援に結びつける必要がある。また、地域の住民が自主的に地域活動ができるよう継続的に支援していく必要がある。</p> <p>② 介護保険事業については、適切な介護認定、保険給付に努めるとともに、健全な介護保険財政運営を維持する必要がある。</p> <p>③ ひとり暮らし高齢者等の急病や災害等の緊急事態などの被害の軽減を図るとともに、特殊詐欺等の被害を防止し、生活不安の解消を図る必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 支援を必要とする高齢者を把握し適切な支援につなげられるよう、継続して介護予防把握事業を実施していく。また、介護予防につなげる各種教室等を行う自主グループを継続的に支援していく。</p> <p>② 介護給付費の抑制を図り重度化を防止するため、県のケアプラン点検アドバイザー派遣を利用し、適切な利用を促す。</p> <p>③ 緊急通報システム事業として救急事案の未然防止等を図るとともに、携帯電話対応や安否確認、健康相談などの取組を行っていく。また、特殊詐欺対策として、対策機器の貸出しを行っていく。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 介護予防把握事業は、事業を委託している地域包括支援センターへ対象者名簿を提供し、支援を要する高齢者の把握を行い、介護予防活動につなげるように取り組んでいる。また、自主グループへ補助金を交付し、体操教室などの支援を行っている。</p> <p>② 県のケアプラン点検アドバイザー派遣を利用し、事業者と連携して、介護サービスの適切な利用に向け、取り組みを進めている。</p> <p>③ 緊急通報システム事業は、ひとり暮らしの高齢者が安心して生活できるよう支援している。また、特殊詐欺対策機器の貸出しを行い、被害の防止を図っている。</p>	
4. 最終レビュー	

5. 所管する施策

施策名	主要事業
IV4 高齢者福祉の充実	緊急通報システム事業
	特殊詐欺等対策機器貸与事業
	高齢者等デマンド交通事業
	避難行動要支援者対策事業
	介護予防推進事業
IV5 医療体制と保険制度の充実	任意事業費
	認知症総合支援事業費

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
健康づくり課	持田 恵理
1. 現状と課題	
<p>① 第三次元気タウン大泉健康21計画については、計画初年次であり計画に基づいた事業を進めていく必要がある。</p> <p>② がん検診については受診者にとって受けやすい日程や方法を検討し、受診率向上のための取組が必要である。</p> <p>③ 感染症の発症予防・重症化予防、まん延防止のために、定期予防接種の接種勧奨や任意予防接種費用の助成について周知していく必要がある。</p> <p>④ 令和5年3月から開始した妊娠子育て応援事業については、引き続き周知を図るとともに、子どもを産み育てやすい環境づくりのために、更なる支援の充実が必要である。</p> <p>⑤ 第二次自殺対策推進計画については、計画初年次であり計画に基づいた事業を進めていく必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 第三次元気タウン大泉健康21計画については、計画に掲げているベジファーストの周知啓発を行う。</p> <p>② がん検診については、4がん(胃がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん)検診を同日に受けられる日程を設けるなど受診者にとって利便性が高い日程を多く設定し、新たな受診者を獲得できるよう、受診環境の整備を行う。</p> <p>③ 定期予防接種の接種勧奨や任意予防接種費用助成について、SNS等や相談機会を利用しながら周知を行う。</p> <p>④ 母子保健事業については、初回産科受診料の助成や産婦健診の助成回数を増やし、また、産後ケアの利用料を無料にし、妊娠・子育てに係る身体的・精神的・経済的負担の軽減を図る。</p> <p>⑤ 第二次自殺対策推進計画については、計画に掲げているSNS等相談事業の普及・啓発や相談事業のつなぎ支援に係る庁内の体制整備を行う。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 町内の小中学校にベジファーストに関するポスター・チラシを配布し、身体づくりに重要な成長期にある子どもや保護者へベジファーストの重要性を伝える機会を提供することができた。下半期においては、ヘルシーベジ講座や血糖コントロールマスター教室を開催する中で、ベジファーストに関する具体的な方法の提示や健康食のレシピについて周知していく。</p> <p>② 広報紙、町ホームページ、公式LINEにて4がん検診の日程をお知らせし、がん検診申込受付時に、がん検診の日程を分けて申込みを希望している町民や申込み以外に受診可能ながん検診がある町民に対して、4がん検診の日程を積極的に提案した。下半期についても、受診日程や方法など、町民にとって分かりやすい広報、町ホームページ、公式LINEでの周知を行う。</p> <p>③ 新型コロナワクチンが定期接種となり、同時期に接種可能なインフルエンザと共に、個別のお知らせを行った。下半期においても、町ホームページ等を通じて、新型コロナワクチンやインフルエンザを始めとする各種予防接種の接種勧奨を行う。</p> <p>④ 広報紙・町ホームページにて初回産科受診料の助成の周知を行った。また、伴走型相談支援を通して、対象者に産婦健診の助成回数が増えたことや産後ケアの無料化の周知を行い利用促進に努めた。下半期においても、妊産婦に対して継続的に事業の周知を行う。</p> <p>⑤ 相談事業のつなぎ支援について、特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンクの会議に出席し、他自治体と情報交換を行った。下半期については、会議で得た情報の伝達を含め、庁内の関連部署との情報交換を行う。</p>	

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名	主要事業
IV6 健康の保持増進	結核予防事業
	がん検診事業
	乳児家庭全戸訪問事業

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
住民経済部	堀本 俊行
1. 現状と課題	
<p>① 窓口においては、来庁者に対して分かりやすく丁寧な対応を行うとともに、デジタル化に対応した正確かつ迅速な事務処理に努め、相談業務については、多様化する消費者トラブルや若年者からの相談、複雑化する悩み相談への対応について取り組む必要がある。</p> <p>② 国民健康保険税の税率水準の統一に向け、保険給付費の推移及び基金残高の状況を把握しつつ、新たなデータヘルス計画に基づきながら、被保険者の疾病予防に取り組むことで、保険給付費の上昇を抑制する必要がある。</p> <p>③ 町商工会や町内企業と連携し、必要な支援の把握や企業誘致に取り組むとともに、本町における観光振興のあり方について調査研究する必要がある。また、勤労者福祉については、関係機関と連携した雇用環境の改善やいずみの杜の指定管理者とともに、利用者のニーズに合った運用について、検討する必要がある。</p> <p>④ 農業の担い手不足や人口減少等による主要作物の消費量の減少を補うため、安定的な収入が確保できるよう、需要に応じた農作物の生産促進や6次産業化に向けた商品開発の支援を行う必要がある。また、将来の農地利用の明確化のため、農業振興地域における地域計画の策定と生産性の低下を防げるよう、農業基盤の整備を行う必要がある。上小泉北西地区の開発については、関連部署と連携し、期限までに手続きを終了する必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 窓口や戸籍事務等、マイナンバーを活用したデジタル化に対応できるよう、OJTによるスキルアップを行う。また、多様化する消費者トラブルや相談等に対し、引き続き、問い合わせ先の周知や消費者教育に取り組む。</p> <p>② 国保税率の統一を見据え、基金残高を考慮しながら、国保税率の見直しについて検討しつつ、新たな計画に基づく保健事業の実施により保険給付費の抑制に取り組んでいく。</p> <p>③ 商工業者向けの各種支援制度について周知するとともに、企業ニーズ等の情報収集を行う。町観光協会と連携し、本町独自の観光振興の施策について調査研究する。また、いずみの杜については、指定管理者とともに、利用者のニーズを把握しながら、施設の利用促進に取り組む。</p> <p>④ 新規就農希望者に対する支援を行うとともに、営農者の安定した収入確保に向け、高収益作物への転換等を促す。また、将来の農地利用の明確化を図るための地域計画について、農業委員会と連携し策定に取り組む。水路や農道等の基盤整備については、緊急度を見極めながら実施する。上小泉北西地区の開発については、スケジュールを把握し、関係者に説明の機会を設け、耕作希望者の意見を聞き、耕作地の調整を図っていく。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① オンライン申請をはじめ各種手続きについて、課内の職員誰もが正確かつ迅速な事務処理が行えるよう、OJTを行った。消費生活センターにおいては、高齢者向けの消費者教育を老人福祉センターなどで行うとともに、児童館で小学生向けの講座を実施し、被害等の未然防止を図った。</p> <p>② 県主催の国民健康保険連携会議及び各事業部会において、県内の保険税水準の統一に向けた協議、検討を行った。収納率向上対策としては、新たに開始したペイジー口座振替の周知及び運用を行った。保健事業については、特定健康診査未受診者に対し、受診勧奨を行うことで受診率向上を図るとともに、受診者に対しては、受診結果に応じた保健指導を案内することで、疾病の重症化予防を実施した。</p>	

- ③ 商工振興については、住宅リフォームや店舗リニューアルなど各種補助金の周知を行うほか、町内事業者のさらなる資金調達を支援するため、制度融資の対象金融機関を拡充した。企業誘致・支援については、5月に企業情報交換会を開催し、企業間のビジネスマッチング支援のほか、IT関連企業の参加による町内企業のDX化を推進した。また、観光振興については、関係機関と連携し大泉まつりや生きな世界のグルメ横丁等イベントの開催により、町内外からの誘客を図るとともに、刀水橋花火大会開催に向け、太田市・熊谷市と連携し準備を行っている。更にいずみの杜のサービス向上のため、指定管理者と連携し、利用者の意見の把握と改善に取り組んだ。
- ④ 農地の担い手については農地中間管理事業を活用し農地の集約・集積化に取り組んだ。地域計画の策定については、農業委員会と連携し令和6年度中に取り組む。農道等の基盤整備については、農業者等からの要望を受け用排水路等の機能維持管理を行った。上小泉地区の開発については、上小泉中央地区の市街化区域編入に向け関係者と調整を図っている。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名	
I 1	工業の振興
I 2	商業の振興
I 3	農業の振興
I 4	地域経済の活性化
I 5	勤労者福祉の推進
I 6	観光の振興
IV 5	医療体制と保険制度の充実
V 7	消費者行政の充実

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
住民課	須永 真希夫
1. 現状と課題	
<p>① 住民課窓口においては、来庁者の手続きが円滑に行えるよう、来庁者のニーズを的確に把握し、分かりやすい言葉を用い親切丁寧な対応を行う必要がある。</p> <p>② 戸籍証明書の広域交付やLINE申請による証明書交付等、デジタル化に対応し、常に正確かつ迅速な事務処理を行う必要がある。</p> <p>③ 消費生活センターにおいては、巧妙化・複雑化する悪質商法等の消費者トラブルが後を絶たないことから、相談先である消費生活センターについて周知を図る必要がある。さらに、消費者被害を未然に防ぐため、幅広い世代に対する消費者教育や啓発が必要である。</p> <p>④ 相談窓口においては、多様化・複雑化している個人が抱える悩みごとについて、適切な助言や関係機関への案内が行えるよう、相談員として必要な知識・技術の向上を図るとともに、弁護士を始め、関係各課、関係機関と連携していく必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 常に来庁者の立場に寄り添った親切丁寧な対応を心がけるとともに、来庁者が満足される行政サービスを提供できるよう朝会やOJTなどを通じて、課内での情報共有や職員の資質向上を図る。</p> <p>② オンライン申請等の各種手続きについて、課内の職員誰もが正確かつ迅速な事務処理が行えるよう、OJTを実施するほか、業務内容等に変更があった場合は、随時課内研修を行い職務知識及び力量の向上を図る。</p> <p>③ 消費生活センターでは、巧妙化する消費者トラブル等についての情報発信を行うとともに、相談先である消費生活センターの周知を図る。さらに、被害に遭わないための消費者教育を継続して行い、未然にトラブルや被害の防止を図る。</p> <p>④ 各種相談においては、相談員として必要な知識技術を習得するため、研修に積極的に参加していくとともに、顧問弁護士や関係機関、相談員間で日頃から必要な情報交換を行うなどコミュニケーションを緊密に図ることで、緊急時においても迅速に対応していく。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 来庁者の立場に常に寄り添い親切丁寧な対応を心がけるとともに、満足度の高い行政サービスを提供できるよう朝会やOJTなどを通じて、課内での情報共有を行い職員の資質向上を図った。今後も引き続き、来庁者に質の高い行政サービスを提供できるよう、研修などを行い職員の資質向上に取り組んでいく。</p> <p>② オンライン申請をはじめ各種手続きについて、課内の職員誰もが正確かつ迅速な事務処理が行えるよう、OJTを行った。また、制度改正などについて随時課内研修を行い、職務知識及び力量の向上を図った。引き続き、課内の職員のスキルアップに取り組んでいく。</p> <p>③ 消費生活センターにおいては、複雑化や巧妙化する消費者トラブル等についての情報発信を行うとともに、消費生活センターの周知を図った。また、高齢者向けの消費者教育を老人福祉センターなどで行うとともに、夏休み期間中の児童館で小学生向けの講座を実施し、被害等の未然防止を図った。下半期においてもイベント等での消費生活センターの周知を行うとともに、消費者トラブルの未然防止に向けた啓発活動を行っていく。</p> <p>④ 相談員として必要な知識技術を習得するため、研修に積極的に参加するとともに、顧問弁護士や関係機関、相談員間で日頃から必要な情報交換を行うなどコミュニケーションを密に行った。また、緊急時においても相談者に寄り添い迅速に対応した。今後も引き続き、他部署や関係機関などと連携し、相談者の問題解決に取り組んでいく。</p>	

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名	主要事業
V7 消費者行政の充実	消費生活センター運営事業

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
国民健康保険課	臼田 英明

1. 現状と課題

- ① 国民健康保険事業の運営主体である県を中心に、県内の国民健康保険税水準の統一に向け、各市町村と協議を行っていく必要がある。また、国民健康保険の健全な事業運営のため、財政状況等、課題解決に向けた検討、対応が必要である。
- ② 第3期大泉町国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づき、効率的、効果的に被保険者の健康の保持増進を図るとともに、医療費の抑制、適正化に取り組む必要がある。

2. 取組方針

- ① 県が主催する群馬県国民健康保険連携会議及び各事業部会において、県内の保険税水準の統一について協議、検討を行っていく。また、国民健康保険事業の健全運営のため、本町の財政状況を精査し、国民健康保険税の収納率向上対策に取り組むとともに、国保税率の見直しについて検討する。
- ② 特定健康診査の受診率向上及び人間ドックの利用促進を図る。また、健診未受診者対策や疾病の重症化予防等の保健事業を効率的、効果的に実施する。

3. 中間レビュー

- ① 県主催の国民健康保険連携会議及び各事業部会において、県内の保険税水準の統一に向けた協議、検討を行った。引き続き県や各市町村等と連携しながら、協議、検討を行っていく。また、国民健康保険税の収納率向上対策として開始したペイジー口座振替の周知及び運用を行うとともに、国保税率の見直しについても、社会情勢等を踏まえ、引き続き検討していく。
- ② 特定健康診査の個人宛受診案内を発送し、広報紙やSNS等で事業の周知を行うとともに、健診未受診者に対しては、通知により受診の勧奨を行うことで受診率向上を図った。また、受診者に対しては、受診結果に応じた保健指導を案内することで、疾病の重症化予防を実施した。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名	主要事業
IV5 医療体制と保険制度の充実	特定健康診査等事業費
	人間ドック受診補助事業

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
経済振興課	遠藤 悠
1. 現状と課題	
<p>① 企業誘致・支援については、変化の激しい社会情勢の中、本町における企業活動を活性化させるためには、既存企業の事業継続支援を行うとともに多種多様な企業の進出・連携が必要である。</p> <p>② 商工振興については、物価高騰等により厳しい経済情勢が続いていることから、商工会や金融機関等と連携し、事業者ニーズに対応した支援策を実施し、地域経済の活性化を図る必要がある。</p> <p>③ 観光振興については、本町への誘客促進のため、観光協会など関係団体と連携し、イベントを開催するとともにSNS等を活用することにより、本町に関心を寄せてもらえるよう取り組む必要がある。</p> <p>④ 勤労者福利厚生については、雇用情勢を的確に把握したうえで、就業機会の拡大や女性の雇用環境の改善を図るとともに、いずみの杜において、利用者ニーズに合わせた運営手法について、指定管理者と連携し、検討する必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 企業誘致・支援については、企業訪問等により企業ニーズの把握や各種支援制度の周知・活用促進に取り組む。また、県内外のイベント参加等により、新たな企業との関係を構築し、企業情報交換会をはじめとする各種事業での連携について検討していく。</p> <p>② 商工振興については、一部改正を行った街路灯電気料金補助金や住宅リフォーム補助金等各種補助金の周知・活用促進を図るとともに、金融機関と連携した制度融資による町内企業等の資金繰り支援や商工会と連携し商工業支援策に取り組む。</p> <p>③ 観光振興については、大泉まつり、花火大会、活きな世界のグルメ横丁など各種イベントを関係機関と連携し開催していく。また、観光協会と連携しSNS等を活用した効果的な情報発信を行い、魅力の発信や来町者との関係を構築していく。</p> <p>④ 勤労者福利厚生については、町内の雇用状況を把握するため、ハローワークと情報交換を行うとともに、雇用奨励金等各種奨励金の活用促進により、雇用環境の改善を図る。また、いずみの杜については、新たな指定管理期間初年度であることを踏まえ、指定管理者と連携し、利用者のニーズを把握するとともに施設の利用促進に取り組む。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 企業誘致・支援については、企業訪問等による情報交換の実施のほか、郵送・メールによる各種支援制度の周知を実施した。5月に企業情報交換会を開催し、企業間のビジネスマッチング支援のほか、都内のIT関連企業の参加による町内企業のDX化を推進した。また、物価高騰対策として、昨年度に引き続き、事業所の電気ガス料金の支援を実施した。</p> <p>② 商工振興については、住宅リフォームや店舗リニューアルなど各種補助金の周知を行うほか、町内事業者のさらなる資金調達を支援するため、制度融資の対象金融機関を拡充した。また、5月にキャッシュレス決済キャンペーンを実施し、物価高騰の影響を受けた家計の支援及び地域経済の活性化を図った。</p> <p>③ 観光振興については、関係機関と連携し大泉まつりや活きな世界のグルメ横丁等イベントの開催により、町内外からの誘客を図るとともに、観光協会と連携し、SNSや県外イベント参加等により本町の魅力発信を実施した。また、11月開催の刀水橋花火大会開催に向け、太田市・熊谷市と連携し準備を行っている。</p> <p>④ 勤労者福利厚生については、ハローワークとの情報交換により、町内の雇用状況を把握するとともに、雇用奨励金等の支援策の周知を行ったほか、労働教育委員会との連携によるオンラインセミナーを開催した。また、いずみの杜のさらなるサービス向上のため、指定管理者と連携し、利用者の意見の把握と改善に取り組んだ。</p>	
4. 最終レビュー	

5. 所管する施策

施策名	主要事業
I 1 工業の振興	企業支援事業 貸付事業
I 2 商業の振興	商工振興事業
I 4 地域経済の活性化	企業誘致事業 企業支援事業
I 5 勤労者福祉の推進	勤労者福利厚生事業 いずみの杜運営事業
I 6 観光の振興	観光協会活動費補助事業 花火大会事業

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
農業振興課	宮永 健一
1. 現状と課題	
<p>① 人口減少や高齢化の進行により農地の担い手不足が懸念される。</p> <p>② 主要作物である水稲については、人口減少による消費量の減少や価格の下落が見込まれていることから、需要に応じた作物生産を促進する必要がある。</p> <p>③ 農業の活性化については、人口減少による農作物消費の落ち込みや農業資材価格の高騰など、農業収入の不安定な状況が課題となっていることから、安定的な収入を確保するため、6次産業化の推進等による商品開発や販売などの取組に対する支援を行う必要がある。</p> <p>④ 農業基盤整備については、生産基盤の機能不足による生産性の低下を防ぐため、水路や農道の適切な維持・管理を行うとともに、効率的な水利施設の利用を推進する必要がある。また、多発する台風や豪雨等の災害に備え、用排水路の溢水対策を行う必要がある。</p> <p>⑤ 上小泉北西地区の開発について関連部署と連携し、期限までに手続きを終わらせる必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 農業委員会と連携し地域計画の策定を通じて、将来の農地利用の姿や担い手の明確化を図る。</p> <p>② 農業協同組合と連携し申請手続きに関する個別相談会を開催し、経営所得安定制度の目的や交付金の交付要件を周知することにより、野菜等の高収益作物への転換や加工用米等の作付け拡大を促す。</p> <p>③ 農業の活性化については、農業情報交換会の開催等により地元の高等学校と農業者、商工業者等が連携した特産品の開発や商品化へ向けた取組を支援する。</p> <p>④ 農業基盤整備については、農業者等からの要望を聞き、緊急性の高いものから水路や農道等の維持管理を行う。寄木戸地内七ヶ村用水路の拡幅工事については、工区完成に向けた管理を行う。</p> <p>⑤ 上小泉北西地区の開発については、スケジュールを把握し、関係者に説明の機会を設ける。耕作希望者の意見を聞き耕作地の調整を図る。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 農地の担い手については農地中間管理事業を活用し農地の集約・集積化に取り組んだ。農業委員会と連携し令和6年度中に策定する地域計画に取り組む。</p> <p>② 国の進める水田を畑地化して高収益作物の定着化を図る畑地化促進事業に取り組んだ。引き続き、経営所得安定制度の目的や交付金の交付要件を周知し需要に応じた作物生産を促す。</p> <p>③ 農業の活性化については、農業情報交換会の開催について令和6年中の開催に向け調整している。地元の高等学校と農業者、商工業者等と連携した特産品の開発に取り組む。</p> <p>④ 農業基盤整備については、農業者等からの要望を受け用排水路等の機能維持管理を行った。引き続き、農業者等からの情報収集や農地を巡視し維持管理に取り組む。寄木戸地内七ヶ村用水路の拡幅工事については、期間内の工事完了に向けた事務を進める。</p> <p>⑤ 上小泉北西地区の開発については、耕作希望者の意見を調整し市街化区域編入の手続きができた。引き続き、上小泉中央地区の市街化区域編入に向け関係者と調整を図る。</p>	
4. 最終レビュー	

5. 所管する施策

施策名	主要事業
I 3 農業の振興	加工用米助成金交付事業
	農地中間管理事業
	用排水路等整備事業

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
都市建設部	横倉 成才
1. 現状と課題	
<p>① 本町の継続的な発展のため、上小泉北西地区を市街化区域に編入し、新産業団地を造成するとともに、コンパクトシティを見据えた持続可能なまちづくりを推進する必要がある。また、広域公共バス「あおぞら」の乗車人数の増加を図るとともに、利便性の高い公共交通網の構築を検討する必要がある。</p> <p>② 町営住宅は、収納率の向上、老朽空家住宅の解体及び長期活用住宅の長寿命化を図る必要がある。また、民間の木造住宅の耐震化支援事業の推進・啓発や空き家の適正管理を図る必要がある。</p> <p>③ 生活圏道路及び都市計画道路の整備・維持管理、橋梁の長寿命化修繕を行うとともに、上小泉地区新産業団地造成に伴う治水対策や寄木戸・古水地区等の雨水冠水対策を実施する必要がある。</p> <p>④ 地籍調査事業は、災害復旧の迅速化、公共事業の効率化及び土地の有効活用の促進等に役立つため、事業計画に基づき、調査完了地区を拡大する必要がある。</p> <p>⑤ 公園施設の適正な管理及び点検、計画的な維持更新を行うとともに、大木化や過密化により倒木が危険される樹木の剪定や間引き、伐採を行い、安全・安心に公園を利用できるようにする必要がある。</p> <p>⑥ 下水道認可区域内の幹線管渠や面整備管の計画的な整備を行うとともに、下水道未接続者への接続促進を図り、安定的・持続的な事業運営を行う必要がある。</p> <p>⑦ 環境基本計画に基づき、ごみの排出量削減や地球温暖化対策等を推進する必要がある。また、(仮称)太田市外三町広域斎場は、令和7年度中の供用開始に向けて建設工事を行う必要がある。令和6年1月に供用開始した合葬墓は、周知と適切な管理運営を行う必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 市街化区域編入は、大泉町産官金連携土地利用協議会の役割に従い、事務手続きを進めるとともに、令和7年度までに立地適正化計画を策定する。また、あおぞらの乗車人数の増加に向けて、継続的なPRを行うとともに、利便性の高い公共交通網の構築を検討する。</p> <p>② 収納率向上のため、早期の納入指導や法的措置等を行うとともに、間之原団地等の老朽空家住宅の解体や長寿命化計画に基づく維持管理に取り組む。また、耐震化支援は、耐震性未確保住宅にチラシを配布して周知し、空き家は、適正管理の指導、支援事業の周知、空家等バンク制度の利用促進を図る。</p> <p>③ 生活圏道路の舗装補修や側溝整備工事、小舞木寄木戸線の用地買収、東別所坂田線の4車線化概略設計、小泉町駅跨線橋及び間之原橋修繕工事の実施設計、上小泉地区等の治水対策施設の詳細設計及び洪水調整池予定地の用地取得、寄木戸及び古水地区の雨水冠水対策工事などを行う。</p> <p>④ 地籍調査事業は、事業計画に基づき、2年次の寄木戸地区南東部及び仙石地区の一部において、地権者説明会及び一筆地調査等を行う。</p> <p>⑤ 公園施設を点検し、適正な管理を行うとともに、いずみ総合公園などの公園灯LED化工事等を行う。また、いずみ緑道等の高木の剪定や間引きを行うとともに、倒木の恐れのある樹木の伐採等を行う。</p> <p>⑥ 下水道幹線管渠や面整備管の整備は、国の社会資本整備総合交付金等を活用して行うとともに、未接続者には、町補助金等の制度説明を行い、接続促進を図る。また、安定的・持続的な事業運営を行うため、下水道事業経営戦略を改定する。</p> <p>⑦ ごみ排出量削減のため、5R運動の促進、小型家電や製品プラスチック等の拠点回収、食農循環システムによる生ごみ堆肥化等に取り組むとともに、地球温暖化対策では、電気自動車等購入補助、包括連携協定事業者による充電設備の設置、広報紙や環境フェアによる啓発活動等を行う。また、広域斎場は、事業主体の太田市外三町広域清掃組合及び関係市町等と連携・協議して建設工事を発注し、着手する。合葬墓は、広報紙や町ホームページ、パンフレット等により周知を行い、納骨作業等委託業者とともに、適切な管理運営を行う。</p>	

3. 中間レビュー

- ① 上小泉北西地区の市街化区域編入が完了し、隣接する区域についても編入に向け関係者との協議を進めた。また、立地適正化計画策定に向け現状と課題について事業者との調整を進め、さらに広域公共バス「あおぞら」の乗車人数増加について、継続的なPRとともに関係機関と協議を進めた。下半期も、それぞれの事業について計画的に進めていく。
- ② 収納率向上については、夜間徴収や文書での納入指導の実施、また丘山町営住宅の老朽空き家の解体を行った。耐震化支援として周知チラシの配布を行い、空き家対策として通知発送や老朽危険空家除却支援事業の周知を図った。下半期も、松下町営住宅等の解体を進めるとともに、他の工事についても計画的に進めていく。
- ③ 生活圏道路については随時対応し、東別所坂田線の4車線化概略設計及び小泉町駅跨線橋、間之原橋修繕工事の実施設計を委託発注した。上小泉地区等の治水対策施設の詳細設計及び洪水調整池予定地の用地取得については進捗を図った。また寄木戸及び古氷地区の雨水冠水対策工事についても予定通り進捗している。下半期は、発注工事等の進捗管理を行うとともに、浸水被害対策を更に進める。
- ④ 地籍調査事業は、事業計画通りに寄木戸地区南東部及び大字仙石地区の一部での一筆地調査に先立ち、地権者説明会を実施した。下半期は地権者立ち会いの下、一筆地調査を実施していく。
- ⑤ 公園施設については、既設公園の遊具保守点検業務委託を発注完了し、公園灯については、いずみ総合公園のLED化工事を発注した。また安全・安心に公園を利用できるように、いずみ緑道等のケヤキなどの高木については、間引き及び伐採委託を発注した。下半期も、スピード感のある対応を心がけ、計画的に進めていく。
- ⑥ 下水道幹線管渠や面整備管については、国の社会資本整備総合交付金を活用し予定どおり発注し、未接続者については、通知発送のほか町ホームページ等による周知により接続率の向上を図った。また公共下水道事業経営戦略の改定については予定通り進捗している。
- ⑦ 環境基本計画に基づき、小型家電等の拠点回収等を実施し、5Rやごみの減量化・再資源化を推進するとともに、民間事業者との包括連携協定に基づくEV充電スタンド設置工事等を行い、地球温暖化対策を推進した。引き続き、広報紙や環境フェア等で啓発を行う。また、広域斎場については、令和7年度中の供用開始に向け、組合及び関係市町等と連携及び協議を行い整備を進めた。公園墓地は、芝生墓地及び合葬墓の適正な管理運営を行った。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名
Ⅱ1 市街地の整備
Ⅱ2 道路網の整備・維持管理
Ⅱ3 公園・緑地の整備・維持管理
Ⅱ4 河川・水路の整備
V1 下水道の整備
V2 地域環境の保全
V3 循環型社会の推進
V6 住宅環境の充実

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
都市整備課	浦野 泰広
1. 現状と課題	
<p>① 都市基盤については、第2次大泉町都市計画マスタープラン(一部改訂版)の新産業拠点候補地に位置付けた、上小泉地区の市街化区域編入を目指す。また、立地適正化計画の策定に向け問題点等の洗い出しを行う必要がある。</p> <p>② 公共交通については、アンケート分析結果を基に、より利便性の高い公共交通網の構築を検討する必要がある。また、広域公共バス「あおぞら」については、コロナ禍以前の利用者数を意識し、利用者増に繋がるPR活動を行う必要がある。</p> <p>③ 家賃収納については、入居者間の公平性を確保するため、滞納者に対する収納対策を計画的に推進する必要がある。</p> <p>④ 町営住宅については、安全性や景観の観点から老朽空家住宅の解体の積極的な実施が求められ、その跡地の利用方法についても調査研究が求められる。また、長期間の活用を見込む住宅については、公営住宅等長寿命化計画に基づいた補修・改修を行う必要がある。</p> <p>⑤ 木造住宅の耐震化支援については、木造住宅耐震診断者派遣事業や木造住宅耐震改修事業を実施しているが、利用者の減少傾向が見て取れる。そのため、耐震性が確保されていない住宅所有者に対し、住宅耐震化に向けた啓発活動を行う必要がある。</p> <p>⑥ 空き家の適正管理については、管理不全な空き家の所有者・管理者に対して、適切な管理を求めているが、問題意識の希薄な所有者等が見受けられる。そのため、空き家の除却と利活用を目的とした既存の制度の促進が必要となる。また、新たな補助メニューの創設も調査研究する。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 都市基盤については、大泉町産官金連携土地利用協議会の役割に従い、上小泉地区新産業団地の市街化区域編入の各種手続きを進める。また、立地適正化計画策定に向け、創設する協議体を活用し、問題点等の洗い出しを行いつつ、全体の計画を進めていく。</p> <p>② 公共交通については、今までのアンケート分析結果を基に、県や近隣自治体等と連携し、アフターコロナを含めた調査研究を行う。また、広域公共バス「あおぞら」については、継続的なPRを行うとともに、将来を見据えた公共交通網の構築を検討する。</p> <p>③ 家賃収納については、早期の納入指導を行い、滞納者の抑制を図る。また、退去者も含めた長期・高額に滞納している悪質滞納者に対しては、連帯保証人への対処も考慮しつつ、法的措置等を行って収納率向上に取り組む。</p> <p>④ 町営住宅については、老朽空家住宅の解体を促進し、耐震性未確保住宅の居住者に対しては移転を推奨する。また、公営住宅等長寿命化計画に基づき、長期間の活用を見込む住宅に対しては、予防保全的な維持管理やライフサイクルコストの縮減を意識した補修・改修に取り組む。</p> <p>⑤ 木造住宅の耐震化支援については、木造住宅耐震診断者派遣事業や木造住宅耐震改修事業の利用者増を図るため、事業紹介のチラシを作成し耐震性未確保住宅へ配布する。また、住宅耐震化の重要性を町のイベント開催時にPRする。</p> <p>⑥ 空き家の適正管理については、空家対策計画に基づき、空き家所有者等に指導等を行い、空き家問題に対する意識涵養を図る。また、老朽危険空家除却支援事業や空家等バンク制度の利用促進を図る。さらに、他自治体での先進的取組等を調査研究する。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 都市基盤については、上小泉北西地区の市街化区域編入が完了となったが、北西地区に隣接する区域についても編入を検討していることから関係者との協議を進めた。また、立地適正化計画の策定に向けて事業者と問題点等の洗い出しを進めた。下半期も引き続き、市街化区域編入の手続き及び立地適正化計画の策定を進める。</p> <p>② 公共交通については、有識者を招いて勉強会を開催し、将来を見据えた公共交通網について、意見交換を行った。また、中学3年生を対象に広域公共バス「あおぞら」のPRを行った。下半期も引き続き、本町にふさわしい公共交通網のありかたを検討し、あわせて「あおぞら」の利用者増に向けたPRを行う。</p>	

- ③ 家賃収納については、早期の納入指導を行い、滞納者の抑制を図った。また、長期・高額に滞納している悪質滞納者には、厳格に対処し連帯保証人への連絡も実施した。下半期も引き続き、退去済みの悪質滞納者の所在調査等も含め、収納率向上に取り組む。
- ④ 町営住宅については、木造等の耐震性未確保住宅の居住者に対し、移転を推奨するための、アンケート調査を行った。工事関係では、長沼町営住宅において下水道への接続を行った。下半期も引き続き、予防保全的な維持管理やライフサイクルコストの縮減を意識しつつ、工事の安全施工かつ工期内完成に取り組む。
- ⑤ 木造住宅の耐震化支援については、木造住宅耐震診断者派遣事業や木造住宅耐震改修事業の利用者増を図るため、事業紹介のチラシを作成し耐震性未確保住宅へ配布したが、耐震診断3件、耐震改修0件という結果であった。下半期も引き続き、耐震診断件数の更なる上積みを目指し、PR活動を行う。
- ⑥ 空き家の適正管理については、令和5年度の空家特措法の一部改正に伴い、大泉町空家等対策計画の一部改正に取り組み、年度内の策定を目指す。また、老朽危険空家除却支援事業は申請が無かった。その他、管理が不全な空き家の近隣からの要望に応え指導等を行った。下半期も引き続き、空き家問題に対し意識希薄な所有者等に対し根気強く指導を行う。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名	主要事業
II 1 市街地の整備	広域公共バス事業
V 6 住宅環境の充実	家賃等滞納整理事務
	町営住宅改修等事業
	木造住宅耐震診断者派遣事業
	空き家対策事業

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
土木管理課	青木 明
1. 現状と課題	
<p>① 住民生活に密着した生活圏道路等の整備については、道路舗装の維持補修や側溝整備、歩道のバリアフリー化及び雨水冠水箇所の改修等を行うとともに、老朽化が進行している道路舗装について、計画的な修繕を実施していく必要がある。</p> <p>② 令和元年東日本台風による浸水被害が発生した地域については、対策等を実施する必要がある。</p> <p>③ 上小泉地区新産業団地造成に伴い、浸水被害が懸念されている西側住宅地や下流域の為の治水対策を行う必要がある。</p> <p>④ 橋梁については、老朽化が懸念されるため、橋梁長寿命化修繕計画に基づいた修繕を行い、長寿命化を図る必要がある。</p> <p>⑤ 都市計画道路小舞木寄木戸線については、太田市行政界から県道綿貫篠塚線までの整備が必要である。 都市計画道路東別所坂田線については、太田市行政界から国道354号までの拡幅整備の事業化について検討する。</p> <p>⑥ 街路樹については、交通安全や街の景観上の観点から、適正な維持管理を行う必要がある。</p> <p>⑦ 河川改修整備については、水害に強い町を目指すため、一級河川休泊川及び新堀川の河川改修整備の早期完了について、事業を行う県へ要望を行う必要がある。</p> <p>⑧ 地籍調査事業については、災害復旧の迅速化や公共事業の効率化、土地の有効活用の促進などに役立つため、事業計画に基づき調査完了地区を拡大していく必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 生活圏道路等の整備については、道路舗装の補修や側溝等の整備工事、歩道のバリアフリー化工事及び古氷地区の冠水箇所の改修工事を行うとともに、老朽化が進行している道路舗装については、「大泉町道路舗装修繕計画」に基づき修繕を実施していく。</p> <p>② 令和元年東日本台風による浸水被害が発生した七ヶ村用水路については、農業振興課所管の水路改修工事を受託し、設計及び施工監理事務を行う。一級河川休泊川については、県や国など関係機関と連携して対策を実施していく。</p> <p>③ 各治水対策施設の詳細設計業務委託を早期発注し、関係機関と協議を進め設計を行うとともに、洪水調整池建設予定地の用地取得を行う。住民や地権者には、治水対策や用地取得について説明を行う。</p> <p>④ 令和5年度に行った定期点検の結果に基づき、橋梁長寿命化修繕計画の改定を行う。 小泉町駅跨線橋は維持修繕工事の実施設計を、鉄道管理者と協議し行う。 同時に、間之原橋の維持修繕工事の実施設計を行う。</p> <p>⑤ 小舞木寄木戸線については、引き続き、地権者と用地買収及び移転補償の交渉を行い、合意が得られた地権者と用地買収及び移転補償の契約を行う。 東別所坂田線については、4車線化拡幅整備に向けて概略設計を行う。</p> <p>⑥ 街路樹については、交通安全や街の景観上の支障にならないように適正な管理を行うため、高木の剪定や低木の刈り込み、除草等の業務委託の進捗管理を行う。</p> <p>⑦ 河川改修整備については、一級河川休泊川及び新堀川の河川改修整備の早期完了を図るため、事業を行う県へ要望を行う。</p> <p>⑧ 地籍調査事業については、2年次となる寄木戸地区南東部及び仙石地区の一部は、地権者説明会、一筆地調査(境界立ち会い確認)等を実施する。</p>	

3. 中間レビュー

- ① 舗装補修工事や側溝新設工事、歩道バリアフリー化工事及び古氷地区雨水排水管渠工事を計画どおり発注した。老朽化が進行している道路舗装については、「大泉町道路舗装修繕計画」に基づき修繕を進める。
- ② 農業振興課所管の七ヶ村用水路改修工事の設計及び施工監理事務を受託し工事2本を発注した。一級河川休泊川については、流域水害対策計画の早期策定に向けて幹事会を2回開催した。
- ③ (仮称) 枕川洪水調整池詳細設計業務を早期発注し設計に取り掛かった。建設1期工事についても発注し、一次掘削の準備を進めた。洪水調整池建設や治水計画(中間)について、住民や耕作者に対し説明会を開催した。
- ④ 橋梁長寿命化修繕計画の改定を群馬県技術センターへ発注した。小泉町駅跨線橋及び間之原橋の維持修繕工事の実施設計を発注した
- ⑤ 小舞木寄木戸線は、合意が得られた地権者と用地買収及び移転補償の契約を締結した。東別所坂田線は、4車線化拡幅整備に向けて概略設計業務委託を発注した。
- ⑥ 街路樹の維持管理等については、高木の剪定や低木の刈り込み、除草等を計画的に実施した。台風シーズン前には高木の点検を行い危険木については伐採を実施した。
- ⑦ 河川改修整備については、邑楽館林主要河川改修促進同盟会幹事会を书面開催し、要望内容等の協議を行った。
- ⑧ 地籍調査事業は、寄木戸地区南東部及び大字仙石地区の一部での一筆地調査に先立ち、令和6年8月に地権者説明会を実施した。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
Ⅱ1 市街地の整備	地籍調査事業
Ⅱ2 道路網の整備・維持管理	道路愛護事業
	道路維持事業
	橋りょう維持事業
	交通安全施設整備事業
Ⅱ4 河川・水路の整備	道路新設改良事業

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
公園下水道課	今井 靖浩
1. 現状と課題	
<p>① 既存の公園施設については、安心して利用できるよう適正な管理及び維持更新が必要である。</p> <p>② 緑道、総合公園、近隣公園及び街区公園等については、植樹から年数が経過していることから大木化や過密化し、生育不良や倒木等が危惧されているため、剪定や間引き、伐採が必要である。</p> <p>③ 下水道認可区域内の幹線管渠、面整備管については、未普及解消に向けて整備を推進する必要がある。また、現在、実施している公共下水道事業計画についての見直しの必要がある。</p> <p>④ 下水道供用開始区域内の未接続者については、接続促進を図る必要がある。</p> <p>⑤ 群馬県が管理する流域下水道西邑楽水質浄化センターについては、施設の維持管理等を行う必要がある。</p> <p>⑥ 下水道事業については、安定的、持続的な事業運営をするため、より一層の経営の効率化・健全化を図る必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 公園施設については、適正な維持管理と遊具等の点検を行うとともに、維持修繕を行っていく。公園灯についても、いずみ総合公園及び街区公園等のLED化を行う。</p> <p>② いずみ緑道、城之内公園、大泉中央公園、志部公園、及び街区公園等については、高木剪定や間引きを行うとともに、クビアカツヤカミキリの被害により倒木の恐れのあるサクラの伐採を行い、適正な維持管理を行う。</p> <p>③ 下水道認可区域内の幹線管渠、面整備管については、国の社会資本整備総合交付金を活用し、整備の推進に取り組む。また、令和9年度に予定している公共下水道事業計画の変更にあわせて、全体計画区域を見直す準備をすすめる。</p> <p>④ 下水道供用開始区域内の未接続者については、町補助金等の制度説明を行い、接続促進に取り組む。</p> <p>⑤ 群馬県が管理する流域下水道西邑楽水質浄化センターについては、施設の維持管理に取り組み、工事等の進捗状況の報告を受け確認する。</p> <p>⑥ 下水道事業については、地方公営企業法に基づく貸借対照表や損益計算書などの財務諸表を分析することで、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に取り組む。また、将来にわたり安定した事業を継続するために策定した「町公共下水道事業経営戦略」についての見直しを行う。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 公園施設については、適正な管理を行うとともに既設公園の遊具保守点検業務委託を発注し完了した。下半期も引き続き、公園施設の適正な管理を行いながら維持修繕を発注する。公園灯については、いずみ総合公園のLED化工事を発注した。下半期は、12月下旬の工事完了に向けて工程管理を行うほか、街区公園等のLED化工事の発注を行う。</p> <p>② いずみ緑道のケヤキ、大泉中央公園のケヤキ、ヒマラヤスギについては、間引き及び伐採委託を発注した。大泉中央公園、志部公園及び街区公園等の桜の伐採については、国の補助金を活用するため担当課と調整して発注していく。下半期も引き続き、利用者の安全を確保するため、高木剪定や間引き、伐採を実施して適正な維持管理を行う。</p> <p>③ 下水道認可区域内の幹線管渠、面整備管については、社会資本整備総合交付金を受け、予定どおり発注した。下半期は、令和7年3月中旬の工事完了に向け工程管理を行う。</p>	

- ④ 下水道供用開始区域内未接続者については、4月に接続のお願いの通知を送ったほか、町ホームページにも接続のお願いを掲載し、接続率の向上を図った。また、7月に排水設備指定工事店に対して供用開始区域拡大の通知を送り、情報共有を図った。下半期は、未接続者に対し、10月と1月に接続のお願いを通知して、接続促進に取り組む。
- ⑤ 群馬県が管理する流域下水道西邑楽水質浄化センターについては、群馬県が施設の維持管理を行うため、群馬県に負担金を支払い、処理場内のポンプ設備改築等の工事発注の準備を行った。下半期は、各工事等の進捗状況を確認していく。
- ⑥ 下水道事業会計は、企業活動による取引を複式簿記により記録した帳簿を取りまとめた帳票類を作成し、毎月の経理状況を町長へ報告するとともに、監査委員の監査を受けた。下半期も、引き続き、町長への経理状況報告及び監査委員の例月監査を受け適正な出納・会計事務を行い財政マネジメントの向上に取り組む。また、「町公共下水道事業経営戦略」の改定案については、庁内会議を経て了承された。下半期は、10月上旬から11月上旬までパブリックコメントを実施して広く意見を求め、経営戦略の改定を進める。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名	主要事業
II 3 公園・緑地の整備・維持管理	都市公園管理費
V 1 下水道の整備	管渠整備事業
	公共ます設置事業

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
環境整備課	笠松 弘美
1. 現状と課題	
<p>① ごみ対策については、ごみ排出量の削減を図るため、5R(リフューズ:ごみの発生回避、リデュース:ごみの発生抑制、リユース:再使用、リサイクル:再生利用、リスペクト:長く使用)運動を促進させる必要がある。また、搬出ルールが守られていないごみステーションの改善に向け、意識啓発を行う必要がある。</p> <p>② 狂犬病予防注射については、登録の徹底と接種率を向上させる必要がある。</p> <p>③ あき地保全については、改善指導を行った対象地の完了率を向上させる必要がある。</p> <p>④ 特定外来生物対策については、サクラ等を枯らすクビアカツヤカミキリの被害を軽減するため、防除等の対策を行う必要がある。</p> <p>⑤ 休泊川の水質改善については、生活排水の水質浄化の推進を図る必要がある。</p> <p>⑥ 大泉町環境基本条例の基本理念を実現するため、大泉町環境基本計画に基づき、良好な環境の保全等に関する施策を推進し、進捗管理をする必要がある。</p> <p>⑦ 地球温暖化対策については、ゼロカーボン宣言に基づき、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに向けた事業を推進するとともに、環境フェアなどで周知啓発する必要がある。</p> <p>⑧ (仮称)太田市外三町広域斎場については、事業主体である太田市外三町広域清掃組合及び関係市町等と連携及び協議し、令和7年度中の供用開始を目指し整備を進める必要がある。</p> <p>⑨ 衛生センターについては、長寿命化のため、引き続き、機械整備の更新工事等を行うとともに、その後の更新を見据えた計画について検討する必要がある。</p> <p>⑩ 公園墓地については、供用開始した合葬墓について周知する必要がある。また、多様化する埋葬方法への需要に対応するため、樹木葬等の調査研究を行う必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① ごみ対策については、ごみ排出量の削減を図るため5R運動を促進するとともに、現在行っている小型家電等の拠点回収の実施に併せ、製品プラスチックの回収を行う。また、生ごみを堆肥化して有効活用する食農循環システムにより、更なるごみ減量化を推進し普及啓発を図る。ごみステーションについては、新設する重点整備費補助金の活用を促進するとともに、搬出ルール遵守のため、町内巡回や広報紙等による啓発活動を引き続き実施し、違反ごみの多いステーションには、さらに掲示なども行う。</p> <p>② 狂犬病予防注射については、登録の徹底と接種率向上のため、台帳整理や獣医師会など関係機関と連携し、啓発活動を推進する。</p> <p>③ あき地保全については、「あき地の環境保全に関する条例」に基づき、改善の指導・助言を徹底して行うとともに、不適正管理の予防策として事前に通知等で注意喚起を行う。</p> <p>④ クビアカツヤカミキリの防除等については、国交付金や県補助金を活用し防除薬剤の購入・伐採等を行うとともに、さくらサポーター制度を創設し、町民等と連携し公園等においては、重点的に駆除を行う。また、民有地での対策のため町民等へ防除用品の配布を行う。</p> <p>⑤ 休泊川の水質改善については、広報紙等を通じて合併処理浄化槽設置や廃食用油回収の普及啓発を図る。</p> <p>⑥ 大泉町環境基本計画については、良好な環境の保全等に関する施策を推進するとともに、年度ごとの実績をまとめ報告書作成について検討する。また、任期満了を迎える環境審議会委員の委嘱替えを行う。</p> <p>⑦ 地球温暖化対策については、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに向けた取組として、引き続き、電気自動車等購入費補助事業等を行うとともに、民間事業者との包括連携協定に基づく充電スタンド設置を推進する。また、緑のカーテン事業及びクールシェア事業を引き続き推進するとともに、広報紙や環境フェアを活用し啓発を行う。</p>	

- ⑧ (仮称)太田市外三町広域斎場の整備については、組合及び関係市町等と連携及び協議し、整備基本計画に基づき令和7年度中の供用開始に向け、2力年の予定で工事を発注し整備を進める。
- ⑨ 衛生センターについては、包括運営管理業務委託の2年目となり、引き続き、維持管理や整備計画に基づき機械設備更新工事を実施し、今後の更新についての調査研究を行う。
- ⑩ 公園墓地については、令和5年度に供用開始した合葬墓の周知を広報紙やSNS等活用し行う。また、多様化する埋葬方法への需要に対応するため、樹木葬等についても、引き続き調査研究を行う。

3. 中間レビュー

- ① ごみ対策については、ごみ排出量の削減及び5R運動の促進のため小型家電や製品プラスチック等の拠点回収を3回(5月、7月、9月)実施するとともに、小型家電と家電4品目の訪問回収の連携に関する協定を民間事業者と締結した。また、生ごみを堆肥化して有効活用するため、「生ごみ処理機器等モニター事業」を実施するとともに、生ごみ処理機器等購入費補助金を交付した。ごみステーションについては、令和6年度から開始した「ごみステーション重点整備事業費補助金」を活用し、8自治会14か所のごみステーションが整備された。引き続き、ごみの減量化及び排出ルール遵守のため、広報紙等による啓発を行う。
- ② 狂犬病予防注射については、春の集合注射を実施するとともに、登録の徹底と接種率向上のため、広報紙等で周知を図った。また、秋の補完注射の通知を発送した。
- ③ あき地保全については、所有者へ除草等の依頼通知を送付するとともに、未完了の場合には電話や訪問による直接指導を行った。引き続き、管理不全の所有者に対し指導を行う。
- ④ クビアカツヤカミキリの防除等については、令和6年度から開始した「さくらサポーター」を募集するとともに、被害の多い城之内公園で「チーム対抗クビアカハンティング」を開催し駆除を実施した。また、民有地での対策のため、防除用品等の配布を行った。
- ⑤ 休泊川の水質改善については、広報紙等により合併処理浄化槽設置や廃食用油回収の啓発を図るとともに、浄化槽設置補助金の交付及び廃食用油の回収を実施した。引き続き、啓発を行う。
- ⑥ 大泉町環境基本計画については、各施策を実施するとともに、任期満了を迎えた環境審議会委員の委嘱替えを行った。引き続き、計画に基づき各施策を実施する。
- ⑦ 地球温暖化対策については、電気自動車等購入費補助事業を行うとともに、民間事業者との包括連携協定に基づくEV充電スタンド設置工事を行い、10月から供用開始する。また、緑のカーテン事業及びクールシェア事業を実施した。引き続き、広報紙や環境フェア等で啓発を行う。
- ⑧ (仮称)太田市外三町広域斎場の整備については、令和7年度中の供用開始に向け、組合及び関係市町等と連携及び協議を行った。引き続き、連携を図り整備を進める。
- ⑨ 衛生センターについては、整備計画に基づき機械設備更新工事等を実施した。引き続き、委託業者と連携を図り維持管理を行う。
- ⑩ 公園墓地については、芝生墓地及び令和5年度に供用開始した合葬墓の適正な管理を行った。引き続き、墓地の管理を行うとともに、多様化する埋葬方法について調査研究を行う。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名	主要事業
V2 地域環境の保全	畜犬等関連事業
	浄化槽設置事業
V3 循環型社会の推進	資源ごみ分別収集事業
	地球温暖化防止対策事業

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
会計課	青木 博

1. 現状と課題

- ① 歳入歳出予算の適切な執行を確保するため、伝票審査及び出納事務については、法令等に基づき厳正に行う必要がある。
- ② 厳しい財政状況を踏まえながら、歳計現金については確実な資金の確保及び保管、基金については安全かつ効率的な運用を行う必要がある。
- ③ 事務用消耗品については、利用状況の分析及び納入価格の精査を行い、一括購入する品目の選定などにより経費の節減に努める必要がある。

2. 取組方針

- ① 伝票審査については、軽微な誤りが散見することから、日々の業務の中での個別指導や新入職員向けの職員研修の実施により資質の向上を図る。
- ② 歳計現金については、歳入歳出執行計画に基づく計画的な管理を行い、資金不足が見込まれる場合は財政調整基金からの繰替運用で対応する。また、基金については、一括運用を継続し、安全性、流動性のほか、金融市場の動向を踏まえ、可能な範囲の中で債券運用を行っていく。
- ③ 事務用消耗品については、一括購入や選定物品の見直しを行いつつ、余剰品を活用し、経費削減に努める。

3. 中間レビュー

- ① 新入職員を対象とした伝票作成研修を実施し、通常業務の中で起こる作成誤りについては、その都度個別に指導を行っている。また、誤りが散見される箇所は課長会議で報告し注意喚起している。下半期についても、引き続き作成誤りは個別指導を行っていく。
- ② 歳計現金については、歳入歳出予算の執行状況を確認し、必要に応じて繰替運用等も行いながら適切に執行していく。また、基金については、7月に定期預金に替えて、群馬県発行のグリーンbond債を有利な条件で購入した。下半期も予算の執行状況と市場の動向を勘案し慎重に検討していく。
- ③ 事務用品については、メーカー各社の価格改定による値上げがあったことから、余剰品のリユースの推奨と使用頻度の少ない商品の補充を控え在庫調整を行っている。下半期は、ニーズの把握と購入品目を見直すためのアンケートを行い、令和7年度以降の経費削減へと繋げていく。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名	主要事業

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
教育部	持田 一也
1. 現状と課題	
<p>① 近年、猛暑が予想される夏の気候に対し、熱中症予防を図りながら体育の授業や部活動を行うにあたり、屋内運動施設等への空調機器導入の必要性が高まっている。加えて災害時の避難所としても利用される学校の屋内運動施設についても空調機器設置は重要な意味を持つ。</p> <p>② 不登校児童生徒及び保護者への支援をきめ細かに行うとともに、新たな不登校を出さないための取組や学校復帰に向けた取組を、工夫・改善させていく必要がある。</p> <p>③ 児童虐待については、虐待事案がより複雑となってきたことから、虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図っていく必要がある。</p> <p>④ 生涯学習については、町民の学習意欲を高めるため、町民ニーズや生活課題に応じた学習機会と学習情報を提供していく必要がある。また、あらゆる機会、あらゆる場所において学習できるよう、公民館については事業の充実と利便性の向上を図るとともに、図書館については指定者管理者と緊密な連携を図っていく必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 令和6年度は学校の屋内運動施設等への空調機器導入設置工事に向けた、調査設計を行い導入機器や費用、工事期間などを検討し設置工事への準備を行う。</p> <p>② 児童生徒・保護者に寄り添い、個に応じた支援を行う。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談体制や家庭支援を実施し、適応指導教室等の関係する施設と連携を図りながら、組織的不登校対応に取り組む。</p> <p>③ 児童虐待については、広報紙や町ホームページ、各種のイベントなど様々な機会を捉えて虐待防止のための啓発を行うとともに、相談・支援体制を強化し、要保護児童対策地域協議会等の関係機関と連携して情報共有を行い、要保護児童世帯等を継続的に支援していく。また、子育てに関わる職員等を対象に虐待に関する研修会を実施し、当該職員等の資質向上を図る。</p> <p>④ 生涯学習については、あらゆる機会、あらゆる場所において学習できるよう、施設の利便性の向上を図るとともに、ライフステージに応じた学習機会と学習情報を提供していく。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 中学校屋内運動施設等への空調機器導入設置工事に向けた設計、予算措置を行い入札準備を行った。落札後は、令和7年度の夏までの導入を目指した進捗管理を行う。</p> <p>② 小学校への「心の相談員」配置と不登校対応教室づくりを行い、校内での居場所づくりを進めた。配置したスクールソーシャルワーカーが不登校生徒の家庭環境への働きかけを行っている。適応指導教室等も含め連携しながら、組織的な対応を続けていく。</p> <p>③ 児童虐待については、広報紙や町ホームページのほか、講習会等で虐待防止の啓発を4回行った。また、要保護児童対策地域協議会の代表者会議、実務者会議等を開催し、関係機関と連携を図りながら要保護児童世帯等の支援を行った。下半期に向け、子育てに関わる職員等を対象に虐待に関する研修会を実施し、当該職員等の資質向上を図っていく。</p> <p>④ 生涯学習については、家庭教育学級や高齢者教室、趣味講座等、各種講座を実施し学習機会を提供した。公民館については、関係団体や利用サークルの支援を行うとともに、利便性向上のため施設等の工事・修繕を行った。図書館については、指定管理者と緊密な連携を図り、資料展示の工夫を図るなどの取組を行い、利用者満足度の向上を図った。</p>	
4. 最終レビュー	

5. 所管する施策

施策名
Ⅲ4 人権尊重・男女共同参画の推進
Ⅳ2 子育て支援の充実
Ⅵ1 就学前教育と保育の充実
Ⅵ2 教育環境の充実
Ⅵ3 生涯学習の推進
Ⅵ4 青少年育成の推進
Ⅵ5 スポーツ・芸術文化の振興
Ⅵ6 文化財の保存と活用

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
教育管理課	関田 直也
1. 現状と課題	
<p>① 就学援助制度について、町ホームページでの情報公開や学校でのリーフレット配布など制度周知への取組を継続的に行っているが、援助を必要とする人が漏れることのないよう更なる制度周知に取り組む必要がある。令和6年度においても、制度周知への改善・見直しを継続しながら、学校や関係機関等と連携し、適切な就学支援に取り組む必要がある。</p> <p>② 教育委員の資質向上について、新型コロナウイルス感染症が落ち着きを見せ、教育現場における諸課題を題材とした各種研修会が広く開催されるようになり、参加の機会が増加した。現在、学校教育における変化は著しく、様々な課題があるため、令和6年度においても、各種研修会に積極的に参加し、教育現場における諸課題への理解を深めるとともに、教育委員の資質向上に取り組む必要がある。</p> <p>③ 学校施設については、老朽化による大規模改修が必要な状況であるため「学校施設の個別施設計画」に基づき長寿命化改修などを行うとともに、現個別施設計画の計画期間が令和6年度までのため、新たな計画を策定する必要がある。小規模な工事や日常、緊急的に行う修繕については学校運営に支障の無いよう実施時期や期間を検討し適切に行う必要がある。</p> <p>④ ICT環境の整備については、「GIGAスクール構想」により整備したタブレットや通信環境を、授業や校務支援においてより有効に活用できるように、さらなる周辺機器、ソフトウェア・アプリなどの調査研究を行う。</p> <p>⑤ 近年、猛暑が予想される夏の気候に対し、熱中症予防を図りながら体育の授業や部活動を行うにあたり、屋内運動施設等への空調機器導入の必要性が高まっている。加えて災害時の避難所としても利用される学校の屋内運動施設についても空調機器設置は重要な意味を持つ。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 就学時健康診断や児童生徒の転入・編入時における保護者への制度説明や、個別対応による詳細説明を継続して実施し、学校からの保護者メールを利用するなど児童生徒の保護者への周知方法の改善を行う。また、学校や関係機関と連携・情報共有し、該当世帯について実態把握や見守りを随時行う。</p> <p>② コロナ禍前のように群馬県教育委員会等主催の各種研修会の開催が予想されるため、教育委員への研修会の案内を適切に行うとともに、学校現場の視察の実施により学校教育に関する諸課題及び先進的な教育事例、今後の学校教育の在り方等について理解を深めるための環境を整える。</p> <p>③ 令和7年度以降の中長期を見据えた新たな個別施設計画を策定する。また、令和6年度は「西小学校校舎長寿命化改修工事Ⅱ期工事」が行われるため進捗管理を適切に実施する。学校それぞれの工事や修繕については、優先順位を検討しながら適切な進捗管理を行い、学校運営が適切に保てるよう実施する。</p> <p>④ 導入を進めているデジタル教科書や電子黒板などICT技術を授業において有効に活用するための事例研究や研修を行う。また教育用情報機器の入替えに伴い、小中学校の授業を進める上で有益な周辺機材やオンライン授業のための機材の選定・導入を行う。</p> <p>⑤ 令和6年度は学校の屋内運動施設等への空調機器導入設置工事に向けた、調査設計を行い導入機器や費用、工事期間などを検討し設置工事への準備を行う。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 就学援助制度については、児童生徒の転入・編入時に保護者への制度説明を遺漏なく実施している。今後実施予定の就学時健康診断の場における、新入学児童の保護者に対する制度説明の準備を整えた。また、正確な収入状況の把握ができるよう、学校と連携して世帯の状況確認を行っている。さらに、援助を必要とする人が漏れることのないよう、他部署から該当世帯へ通知を発送する際リーフレットが同封できるかの相談を行い、新たな制度周知に取り組んでいる。</p> <p>② 教育委員の資質向上については、邑楽郡教育委員会連絡協議会等が実施する各種研修の案内を行い、先進的な教育事例及び教育現場における諸問題への理解を深めるための環境を整えている。また、教育委員の意見交換の場において、事業の進捗状況の報告や教育委員からの提案によるテーマについて情報共有、教育現場における諸問題への意見交換を行っている。</p>	

- ③ 個別施設計画との整合性を図りつつ、現「学校施設の個別施設計画」に基づき実施してきた南小学校及び西小学校長寿命化改修工事の実績も考慮し「学校施設の個別施設計画」の改訂を進めた。「西小学校校舎長寿命化改修工事Ⅱ期工事」については、定例会議にて毎回工事現場の目視を行い進捗状況の確認を行った。各学校の工事や修繕については、緊急なケースを優先した進捗管理を行い適切な学校運営に努めている。
- ④ 小中学校すべての普通教室に電子黒板を導入し、タブレット端末、デジタル教科書といったICTと併せて有効に活用するため、教育指導課と連携し各校で研修を行った。また、良好な通信環境整備のためネットワークアセスメントを行った。教育用情報機器の入替えに際しては、学校からの要望に加えこれからの一人一台端末を考慮した機材の選定・導入を行った。
- ⑤ 中学校屋内運動施設等への空調機器導入設置工事に向けた設計、予算措置を行い入札準備を行った。落札後は、令和7年度の夏までの導入を目指した進捗管理を行う。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名	主要事業
VI2 教育環境の充実	施設整備事業(小学校)
	施設整備事業(中学校)

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
教育指導課	岡田 健児
1. 現状と課題	
<p>① 各校の課題を踏まえながら、校内研修の充実を図り、教師の資質及び指導力を向上させることで児童生徒の学力を向上させていく必要がある。</p> <p>② 不登校児童生徒及び保護者への支援をきめ細かに行うとともに、新たな不登校を出さないための取組や学校復帰に向けた取組を、工夫・改善させていく必要がある。</p> <p>③ 1人1台の情報端末を、授業や学校生活等で有効に活用できるよう、教員のICT活用能力や指導力向上を図る必要がある。</p> <p>④ 学校給食に対する保護者支援に継続して取り組むとともに、学校給食費の未納対応を計画的・継続的に行い、収納率を維持・向上させていく必要がある。</p> <p>⑤ 在籍数(在籍割合)が増加している外国籍児童生徒に対する日本語教育や教科指導、及び、学校生活への適応指導を充実させていく必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 各校の課題を明確にし、講師を招聘するなど教職員研修を実施する。各校で特色ある取組を推進し、教育課程を工夫しながら各校の課題解決を図り、児童生徒の学力向上を推進していく。</p> <p>② 児童生徒・保護者に寄り添い、個に応じた支援を行う。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談体制や家庭支援を実施し、適応指導教室等の関係する施設と連携を図りながら、組織的不登校対応に取り組む。</p> <p>③ 町内小中学校の教員が、授業や学校生活等で情報端末等のICT機器を効果的に活用できる校内研修及び町教委による研修(町教育研究所・ICT活用研究班)を継続し、ICT活用能力および指導力を高めていく。</p> <p>④ 町の保護者支援(学校給食費補助)については、継続して周知していくとともに、支援についても継続して取り組んでいく。また、給食費の集金方法も工夫・改善し、未納家庭の徴収についても家庭訪問、申出徴収を計画的に実施し、収納率の維持・向上を図る。</p> <p>⑤ 外国籍児童生徒の「個別の指導計画」に基づき、日本語学級での日本語指導や教科指導、学校生活への適応指導の充実を図る。多言語サロンによる外国籍児童生徒や保護者支援の充実を図り、円滑な就学を目指す。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 子ども達の自己肯定感向上に向け「感情マネジメント」の町全体研修会を実施し、現在の子ども達の実態とその対応法についての認識を高めた。学校訪問では各校の研修の取組状況や授業について指導主事より指導を行った。特に、子ども達が前向きに学校生活を送れることが意欲向上、学力向上につながることを継続指導していく。</p> <p>② 小学校への「心の相談員」配置と不登校対応教室づくりを行い、校内での居場所づくりを進めた。配置したスクールソーシャルワーカーが不登校生徒の家庭環境への働きかけを行っている。適応指導教室等も含め連携しながら、組織的な対応を続けていく。</p> <p>③ 6月に整備された電子黒板の使い方を中心にICT機器活用について、配置されたICT校務支援員や業者による研修会を各校で複数回実施した。研究所のICT活用研究班研修で各校の取組を共有している。学校訪問では電子黒板やタブレットを活用した授業が多く見られた。引き続き研修を行いICT活用能力の向上を図る。</p> <p>④ 町の保護者支援として、令和7年度からの学校給食費無償化事業及び給付事業の実施に向け、庁内会議に提案している。給食費の未納徴収については家庭訪問を実施したり、申し出徴収を計画的に進めたりしたことで令和5年度の未納分は全て徴収した。給食費無償化及び給付事業の実施に向けた連絡調整、事務準備を行っていく。</p>	

⑤ 研究所の日本語教育研究班研修で、「個別の指導計画」の作成とその実践を指導している。多言語サロンの開設日を1日増やし、増加している編入生や保護者に対応している。令和7年度からの日本語指導助手の増員と多言語サロンのプレスクール化に向けた連絡調整、事務準備を行っていく。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名	主要事業
VI2 教育環境の充実	学力向上対策推進事業
	小学校英語教育推進事業
	いじめ防止対策事業
	適応指導教室事業

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
こども課	齊藤 豊
1. 現状と課題	
<p>① 子育て支援については、「大泉町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、多様化する子育てニーズに対応するための各施策を推進する必要がある。</p> <p>② 保育行政については、効率的な保育園の運営をはじめ、特別保育など、ニーズに対応する子育て支援を行っていく必要がある。</p> <p>③ 児童虐待については、虐待事案がより複雑となってきたことから、虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図っていく必要がある。</p> <p>④ ひとり親家庭に対し、自立し、安定した生活ができるように、就労支援や経済的支援が必要である。</p> <p>⑤ ファミリー・サポート・センター事業については、会員が安全に相互に援助活動ができるように支援していくとともに、子育て中の保護者をサポートしていく必要がある。</p> <p>⑥ 保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、学童保育の充実を図る必要がある。</p> <p>⑦ 国際化する社会に対応できるグローバルな人材を育成するため、幼児期からの英語教育を推進する必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 子育て支援については、「大泉町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、関係機関等と連携を図り、子育て施策の推進を図る。また、令和7年度から実施する次期計画について、現状のニーズを踏まえて策定していく。</p> <p>② 保育園については、南保育園及び西保育園の円滑な民営化を進める。また、特別な配慮が必要な児童等に対する保育の提供や保育の質の向上のため、県等の主催する研修に積極的に参加するとともに、アレルギー対策については、園内で共通理解を深め適切に対応する。</p> <p>③ 児童虐待については、広報紙や町ホームページ、各種のイベントなど様々な機会を捉えて虐待防止のための啓発を行うとともに、相談・支援体制を強化し、要保護児童対策地域協議会等の関係機関と連携して情報共有を行い、要保護児童世帯等を継続的に支援していく。また、子育てに関わる職員等を対象に虐待に関する研修会を実施し、当該職員等の資質向上を図る。</p> <p>④ ひとり親家庭については、児童扶養手当の支給や入学及び進学支度金制度の周知を図り支援を行っていく。また、生活を安定させ自立できるようにハローワークと連携し就労支援相談を行い、就労へとつないでいく。</p> <p>⑤ ファミリー・サポート・センター事業については、事業の周知を行い会員数の増加を図る。また、会員向けの講習会を実施し会員の資質の向上を図るとともに、子育て中の保護者支援の充実に努める。</p> <p>⑥ 学童保育については、指定管理者と連携を図りながら、子どもを安心して預けられる学童保育を実施していく。また、学童保育の利用者が年々増加していることから、学校施設等を利用するなど、関係機関と連携して児童の安全を確保する。</p> <p>⑦ 保育施設等で実施している英語教育推進事業について、広報紙や町ホームページで周知し、利用促進を図る。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 子育て支援事業については、「大泉町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各種施策を実施している。また、令和7年度からの次期計画については、現状のニーズを踏まえた内容となるよう策定していく。</p> <p>② 保育園の民営化については、引継ぎ等を協議する三者協議会において、予定していた案件について合意形成が図れた。下半期は、引継ぎ保育や協定等の手続きを適切に行っていく。保育士の研修については、特別な配慮が必要な児童やその保護者支援の研修会を実施できた。今後も研修等に参加するなど、さらに保育の質の向上に努めるとともに、アレルギー対策については、引き続き適切な対応を図っていく。</p>	

- ③ 児童虐待については、広報紙や町ホームページのほか、講習会等で虐待防止の啓発を4回行った。また、要保護児童対策地域協議会の代表者会議、実務者会議等を開催し、関係機関と連携を図りながら要保護児童世帯等の支援を行った。下半期に向け、子育てに関わる職員等を対象に虐待に関する研修会を実施し、当該職員等の資質向上を図っていく。
- ④ ひとり親家庭については、広報紙等で児童扶養手当の支給や入学及び進学支度金制度の周知を図った。また、ハローワークと連携し就労支援相談を行った。下半期も引き続き、各種制度の周知を行うとともに、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援していく。
- ⑤ ファミリー・サポート・センター事業については、広報紙等で事業のPRを行うとともに、会員講習会を5回開催し会員の増加や資質の向上を図った。下半期も引き続き事業のPRを積極的に行い会員の増加を図っていく。
- ⑥ 学童保育については、指定管理者と連携を図りながら、子どもを安心して預けられるよう努めている。学童保育利用者が増加しているため、より安全に子どもを保育できるよう、引き続き指定管理者や学校と連携し対応していく。
- ⑦ 英語教育推進事業については、広報紙や町ホームページのほか、新たに乳幼児健診等の際にPRを行い、利用促進に努めている。下半期も、より積極的に事業を周知し、利用者の増加を図っていく。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名	主要事業
IV2 子育て支援の充実	ファミリー・サポート・センター事業
	子ども家庭総合支援拠点事業
VI1 就学前教育と保育の充実	北児童館管理運営事業
	東児童館管理運営事業
	西児童館管理運営事業
	南児童館管理運営事業
	学童保育学習サポート事業

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
生涯学習課	初谷 英之
1. 現状と課題	
<p>① 生涯学習については、町民の学習意欲を高めるため、町民ニーズや生活課題に応じた学習機会と学習情報を提供していく必要がある。また、あらゆる機会、あらゆる場所において学習できるよう、公民館については事業の充実と利便性の向上を図るとともに、図書館については指定管理者と緊密な連携を図っていく必要がある。</p> <p>② 青少年健全育成については、青少年を取り巻く環境の変化に対応できるよう、家庭・地域その他関係機関・団体相互の情報共有と連携を図るとともに、インターネットの適正利用について、継続した周知啓発が必要である。また、放課後子ども教室については、事業の継続ができる体制づくりが必要である。</p> <p>③ 人権教育については、全ての町民が人権についての正しい知識と行動を身につけられるよう、人権に関する学習機会を提供するとともに、人権教育啓発員と連携した事業を実施し、人権教育及び啓発活動を充実させていく必要がある。</p> <p>④ スポーツ振興については、町民誰もが安心して気軽にスポーツ・レクリエーションに参加できる機会を提供するとともに、町民ニーズに応じた事業実施のため、(公財)大泉町スポーツ文化振興事業団や体育協会等関係団体と連携を図っていく必要がある。</p> <p>⑤ 文化振興については、優れた芸術文化に触れる機会を提供するとともに、文化振興の拠点である文化むらの施設整備を行うため、(公財)大泉町スポーツ文化振興事業団と連携を図っていく必要がある。</p> <p>⑥ 文化財保護については、町民の各種文化財への保護意識高揚のため、啓発事業等を実施するとともに、埋蔵文化財の資料展示の充実を図る必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 生涯学習については、あらゆる機会、あらゆる場所において学習できるよう、施設の利便性の向上を図るとともに、ライフステージに応じた学習機会と学習情報を提供していく。</p> <p>② 青少年健全育成については、関係機関・団体相互の情報共有と連携を図るとともに、各種の青少年健全育成活動を実施する。また、放課後子ども教室については、引き続き事業を実施するとともに、持続可能なスタッフ体制の強化に取り組む。</p> <p>③ 人権教育については、人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、人権教育啓発員や関係各課等と連携を図り、人権教育及び啓発事業を実施する。</p> <p>④ スポーツ振興については、(公財)大泉町スポーツ文化振興事業団や体育協会等の各種団体と連携を図り、町民誰もがスポーツ・レクリエーションに親しむことができる機会の提供に取り組む。</p> <p>⑤ 文化振興については、(公財)大泉町スポーツ文化振興事業団が実施する文化振興事業の検証を行うとともに、文化むらの修繕等を計画的に実施する。</p> <p>⑥ 文化財保護については、「仙石専光寺付近遺跡」の整理事業の終了に伴い、報告書を刊行するとともに、引き続き町指定文化財の保護を実施する。また、「伝統芸能まつり」を開催し、無形文化財及び民俗芸能等の保護・啓発に取り組む。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 生涯学習については、家庭教育学級や高齢者教室、趣味講座等、各種講座を実施し学習機会を提供した。公民館については、関係団体や利用サークルの支援を行うとともに、利便性向上のため施設等の工事・修繕を行った。図書館については、指定管理者と緊密な連携を図り、資料展示の工夫を図るなどの取組を行い、利用者満足度の向上を図った。</p>	

- ② 青少年健全育成については、関係団体と連携し青少年健全育成パトロールを実施するとともに、県警少年支援官を講師に招き「青少年健全育成講演会」を開催した。また、少年の主張大泉町大会への出席を高齢者教室の1講座として位置付け、多くの方に聞いていただけるよう工夫して取り組んだ。また、放課後子ども教室については、4月に参加者募集を行い、予定どおり5月から実施している。
- ③ 人権教育については、人権についての正しい理解と行動を身につけられるよう、「町ぐるみ人権教育推進大会」開催に向けた準備を行うとともに、人権教育啓発員を中心に、各地域公民館単位で「地区別人権啓発事業」を実施している。
- ④ スポーツ振興については、体育協会等と連携を図り、町民誰もが安心してスポーツ・レクリエーションを楽しめるよう、町民体育祭やスポーツ・レクリエーション祭の競技種目等の見直しを行った。また、例年9月に開催している町民スポーツ・レクリエーション祭を猛暑のため11月の開催へ変更した。また、本町出身者のパリオリンピック出場に向けての応援、地元企業のSUBARU陸上競技部所属選手のパリオリンピック及びパリパラリンピック出場の際の応援や周知を行った。
- ⑤ 文化振興については、11月に開催する大泉歴史ウォーキング事業について、参加者募集を9月から開始した。また、文化むらの施設修繕工事を実施、指定管理者である(公財)大泉町スポーツ文化振興事業団に対し、管理運営状況に係るモニタリングを実施した。さらに、令和7年度からの文化むらの指定管理者選定に向けた取組を行った。
- ⑥ 文化財保護については、令和5年度に整理作業を完了した仙石専光寺付近遺跡の報告書の刊行に向け、業者選定等の取組を行った。また、開発計画等にとまない埋蔵文化財保護に係る試掘調査を実施した。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名	主要事業
Ⅲ4 人権尊重・男女共同参画の推進	町ぐるみ人権教育事業
Ⅵ3 生涯学習の推進	各種生涯学習講座事業
	生涯学習関連講座事業
Ⅵ4 青少年育成の推進	青少年健全育成事業
	放課後子ども教室事業
Ⅵ5 スポーツ・芸術文化の振興	文化振興事業
	文化むら施設管理事業
	町民体育祭事業
	町民スポーツ・レクリエーション祭事業
Ⅵ6 文化財の保存と活用	伝統芸能祭事業
	埋蔵文化財整理事業

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
議会事務局	村田 浩二

1. 現状と課題

- ① 議員任期の実質的な最終年次であり、より一層慎重な議員対応が必要となる。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により中断していた各種事業(研修視察、議会報告会等)が、令和5年度から徐々に再開されてきているため、それぞれの事業を着実に実施する必要がある。
- ③ 新庁舎の令和8年度供用開始に向けて、建設工事や什器整備計画、移転計画が進められることから、議会としてもそれに対応するための検討が必要となる。

2. 取組方針

- ① 議員個々の政治姿勢を考慮しながら、円滑な議会運営が行われるよう取り組む。
- ② 各種事業を計画的に実施できるよう、社会動向等を注視しながら、議員からの相談への対応や議員への的確な情報提供を行う。
- ③ 新庁舎建設特別委員会での協議がスムーズに進められるよう、執行部と連携しながら、委員への情報提供や助言等を行うとともに、委員会としての要望や意見等を伝えられるよう取り組む。

3. 中間レビュー

- ① 各議員の政治姿勢を斟酌しながら情報提供や助言を行っており、今後も円滑な議会運営に向けて取り組む。
- ② 各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項について、それぞれ先進的な取組を行う自治体の視察に向けて先方と調整し、円滑に遂行できるようサポートすることができた。また、広報広聴常任委員会を中心として開催が予定される議会報告会については、これまでとは違う新たな試みを含むことから、全議員の共通理解を図り、万全な体制で臨めるよう準備する。
- ③ 建設工事の発注に際して急遽予算補正が必要となったことから、執行部からの説明の機会を設けるにあたり、正副委員長と相談の上、最も効率的な方法で進めていけるよう調整した。引き続き執行部と連携しながら、新庁舎建設に関する事項について特別委員会における協議や情報共有が必要な場合には調整をする。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名	主要事業

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
監査委員事務局	井上 千恵子

1. 現状と課題

- ① 監査事務については、地方自治法や地方公営企業法等に基づき、適正かつ有効な監査・検査・審査を行う必要がある。町の事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等に適合し、正確で経済的、効率的かつ効果的に行われているか、監査することが求められている。
- ② 町民から信頼される監査等を実施するためには、独立性と専門性が求められており、監査知識の習得と資質の向上を図る必要がある。
- ③ 監査結果の指摘事項等については、監査の実効性を確保するため、継続して改善状況を把握する必要がある。

2. 取組方針

- ① 監査基準に基づいた監査等を実施するため、監査計画及び監査実施計画を作成し、監査等を効率的かつ効果的に実施する。「財政援助団体等に対する監査」では、補助金等の交付目的及び対象経費の内容が明確かどうか、事業の効果や公益性、必要性について検証していく。
- ② 監査委員及び事務局職員が研修等へ積極的に参加することで、専門能力の向上と知識の蓄積を図り、監査の専門性と信頼性を高める。
- ③ 監査結果の指摘事項等については、改善状況を継続して確認し、適正な業務が行われるよう働きかけを行う。

3. 中間レビュー

- ① 監査計画及び監査実施計画を作成し、定期監査、例月出納検査、決算審査及び健全化判断比率等審査を実施した。財政援助団体等の監査は12月と2月に予定している。
- ② 研修機関の主催するセミナーを職員が受講し、知識の習得を図ることが出来た。下半期は監査委員と共に研修会等へ積極的に参加する。
- ③ 監査結果の指摘事項等については、定期監査や決算審査等で継続して検証を行い、改善されていることを確認した。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名	主要事業

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
農業委員会事務局	宮永 健一

1. 現状と課題

- ① 農業者の高齢化により担い手の減少や耕作放棄地が拡大し、農地が適切に利用されなくなることが懸念される。農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組みが必要である。
- ② 担い手の農地の集積や効率的な農業経営を支援するため、農業委員会サポートシステムの適切な管理を行い、農地に関する情報を公開するなど、サポートシステムの有効的な利用を進めていく必要がある。

2. 取組方針

- ① 地域農業を支える環境をどのように維持・発展していくか、地域計画の策定を通じて将来の農地利用の姿や担い手の明確化を図る。
- ② 農業委員会サポートシステムのデータ更新を遅滞なく行い、農地に関する最新の情報を公開するとともに、農地利用状況調査や農地利用意向調査等から得られた情報も併せて公開することで、担い手への農地の集積・集約化に取り組む。

3. 中間レビュー

- ① 農地利用最適化推進委員を中心に農地パトロールを実施し、農地の利用状況を確認した。地域計画については、3地区対象のうち2地区は協議の場を開催し担い手の意見を取りまとめた。下半期については、農地利用状況調査を実施するほか地域計画の策定に取り組む。
- ② 農業委員会サポートシステムの更新を随時行うとともに、農地情報を公開し担い手への農地の集積や農地の集約を図った。引き続き、農地情報の更新を適切に行う。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名	主要事業